

平成30年第3回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年6月5日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	福田浩二君	2番	吹場寿郎君
3番	大金清君	4番	川俣義雅君
5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者 兼会計課長	橋本民夫君	総務課長	高林伸栄君
企画財政課長	益子雅浩君	税務課長	小松重隆君
住民課長	薄井桂子君	生活環境課長	大武勝君

健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会 農事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笹沼公一	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大金 清君及び4番、川俣義雅君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から7日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から7日までの3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、陳情及び要望の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前所定の日まで提出があり、受理したものは陳情が2件、要望が1件でありまして、お手元に配付した陳情等文書表及び議長預かり議員配付文書表のとおりであります。

これら陳情及び要望の取り扱いについては、議会運営委員会で審議いたしました。

まず、陳情であります。受理番号1、「犬猫の不妊、去勢手術費用助成制度設置の陳情」は、教育民生常任委員会に、受理番号2、「東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情」は、総務産業常任委員会にそれぞれ審査を付託することにいたしました。

また、那珂川町の未来を考える会の共同代表から提出された要望書「陳情書 請願書の願意と異なる決議がなされたことについての文書回答に基づく要望書」は、議長預かり文書表のとおり議長預かりとし、一般文書扱いとして、全議員に写しを配付することにしました。

次に、去る5月23日に招集された南那須地区広域行政事務組合議会臨時会について報告いたします。

臨時会では、正副議長の選挙のほか、監査委員の選任同意などが審査され、広域議会も新しい体制となりました。

議長には、本町の阿久津武之議員が、副議長には、那須烏山市の中山五男議員が就任いたしました。また、議会選出の監査委員には、大金市美議員が就任し、那須南病院運営委員会委員には、阿久津武之議員と益子明美議員が任命されました。

議案審議では、高規格救急車と消防ポンプ車を更新する財産の取得などが可決されました。

南那須地区広域行政事務組合議会には、本町から6名の議員が選出されております。これからも那珂川町の代表として、地域振興のため、ご尽力くださるようよろしくお願いいたします。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等についてを報告いたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですが、主なものを申し上げます。

3月27日、小川総合福祉センターすこやか共生館において、那珂川町地域おこし協力隊の活動報告会が開催されました。協力隊員がそれぞれのテーマを設定し、地域に溶け込み、活動している様子がかがえしました。これからも町の振興のため、活躍されることをお願いいたします。

4月6日から10日間、「春の交通安全県民総ぐるみ運動」が展開されました。議員各位にも朝夕の街頭監視活動等にご協力いただきました。近年、高齢者ドライバーの交通事故が増加傾向にあるようです。ふだんから安全運転意識の普及や高揚に努めなければならないと思っております。

5月18日、那珂川町戦没者・消防殉職者合同追悼式が、小川総合福祉センターあじさいホールで執り行われました。戦後70有余年が経過しましたが、尊い犠牲によって築かれた今日の平和と繁栄を永久に守るべく、たゆまず努力することをお誓いしたところであります。

次に、議長に報告のあった各委員会の開催状況について主なものを申し上げます。

議会広報委員会が、議会だより第51号と臨時号の編集等のため4回開催されました。

さて、町議会では、5月8日に臨時会を開き、新しい体制を組織いたしました。今期定例会が改選後最初の定例会となり、議会活動を本格的に開始することになります。今後も町民の皆様の負託に応えられますよう、さらに自己研さんに努めるとともに、調査研究を重ねながら、議員一丸となって、明るく、住みよい、そして活気あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

町民の皆様及び執行部におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

平成30年第3回定例会にご出席をいただきありがとうございます。また、多くの町民の皆様に傍聴に来ていただきありがとうございます。

本県における事業展開は、19年ぶりとなる大型誘客事業、デスティネーションキャンペーンは、県を初め、JR東日本、大手旅行会社などが連携し、276を数える特別企画が4月から展開され、今月末まで3カ月間実施されます。観光客数を2,500万人、宿泊者数220万人の目標数値を掲げ、達成に向けて県内外で大々的なPR活動や事業を実施して、キャッチフレーズのとおり「本物の出会い栃木」を体験していただこうと、オール栃木体制で地域一体となってお客様をお迎えしております。女優の吉永小百合さんのテレビCM放映後の大田原市の雲巖寺は、ゴールデンウィークには県外ナンバーの車両や観光バスなどで交通渋滞が起こり、また観光案内を行っていない同寺にかわり、訪れた多数の観光客をもてなそうと地元ボランティアが奮闘されたということです。

那珂川町におきましても、まちの魅力を発信する絶好の機会と捉え、この期間中に全国から多くの方においでいただこうと、観光誘客のために、なかがわメシ、ふくろうがいっぱい展、小砂焼のふくろうの絵つけ体験の3つの特別企画を実施しております。充実したおもてなしをもって、この事業が一過性のものではなく、周遊性を持たせた観光資源として定着させ、町の魅力を目的として再び訪れていただけるよう、さらに力を入れていく必要があると考えております。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月17日、那珂川町消防団第3分団第4部、担当地区は大山田上郷地区、同じく第6分団第1部、担当地区は小川第9行政区地区に、新しく消防ポンプ自動車が配備され、車両引渡式を役場西側の駐車場で行いました。

3月26日、町長室において、町と馬頭高校との包括連携協定調印式を行いました。馬頭高校は、28年度から地方創生に協力する高校生の育成を目指して、地域のことを学ぶ那珂川学を実施していただいております。今般、町と馬頭高校は、地域社会の発展に資するため、相互の

連携により取り組むことを目的として、包括連携協定の調印の運びとなりました。

4月から、町の図書館とまほろばキャンプ場は、指定管者制度により業務委託をしておりますが、それぞれの業務開始に当たり、4月1日に、オープニングセレモニーが行われました。

4月2日、馬頭総合福祉センターにおいて、町職員の辞令交付式を行いました。今年度は新規採用職員11名が入庁し、職員総数は203名となりました。

4月5日、今年度新規事業として始まりました高齢者の運転免許証自主返納を支援する事業申請の第1号となられた健武の大金利雄様を町長室にお迎えして、同事業決定通知書とともに、デマンドタクシー利用券20枚とトートバックの記念品の贈呈を行いました。なお、先月までの2カ月で17名の方からの申請がありました。

4月25日、那珂川町行政区長連絡協議会が開催されました。37名の行政区長様へ委嘱状を交付させていただきました。なお、今年度は役員改選があり、会長に小口行政区の佐藤良美様、副会長に久那瀬行政区の岸 佳文様と、小川第1行政区長の星 和好様が選出されました。

4月29日、谷田の国道294号沿いに整備されました交流型直売施設「あかねてらす」のオープニングセレモニーが行われ、出席してまいりました。この建物は、とちぎの元気な森づくり県民税事業の助成を受けまして整備されたもので、循環型社会の実現を目指す地域資源活用協同組合が、この施設を拠点に組合の活動の周知や地域活性化などを図っていくということです。

ことしのゴールデンウィーク中は天候にも恵まれ、ことし16回を数えました花の風まつりは、これまで以上に多くの観光客が訪れました。

5月25日、アユの放流が古館橋下流の武茂川右岸において行われました。なかのこ認定子ども園の年長園児15名が参加してくれました。放流は、那珂川南部漁業協同組合と那珂川中央漁業協同組合の協力で、数にして約5,200匹、120キロの稚鮎が、園児たちが持つバケツの中から川の流れの中へ元気よく泳いでいきました。

6月3日、那珂川町消防団夏季点検及び消防操法大会が行われました。操法大会では、小型ポンプ操法の部で、優勝は第2分団第2部、準優勝は第2分団第3部でした。また、ポンプ車操法の部では、第1分団第6部が優勝され、第3分団第2部が準優勝されました。これらの分団部は、6月24日に行われます南那須支部消防操法大会に出場することになります。前回に引き続きまして、今年度においても那珂川町消防団の県大会出場の栄誉を勝ち取ることができるように、チームワークを強固にして、日々の練習に励んでくださるようお願いし

たところであります。

最後に、県営処分場にかかわる環境保全協定（案）についてお知らせがございます。

住民説明会を6月29日金曜日、午後7時から、馬頭総合福祉センターを会場に、県営処分場「エコグリーンとちぎ」環境保全協定（案）にかかわる住民説明会を開催することになりました。町民の皆様を対象に、協定の内容についてご説明をさせていただく予定です。議員の皆様には、住民の皆様を対象に行う住民説明会の前に、協定の内容につきましてご説明をしたいと考えておりますが、開催の日程については、現在調整中であるため、後日お知らせをいたします。どうぞよろしく願いいたします。

終わりに、本定例会には報告事項2件、議案では人事案件2件のほか、条例の改正等の7議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（小川洋一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問を許可いたします。

4番、川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 皆さん、おはようございます。4番、日本共産党、川俣義雅です。

通告書に基づき、1つ、学校給食について、2つ目、馬頭処分場の放射性廃棄物搬入問題についての一般質問を行います。

まず、1つ目の学校給食についてです。

厚生労働省の発表では、約14%の子供たちが貧困状態に置かれていると言われております。

心身ともに健康な国民の育成を期すという教育の目的を達成するために、今どんなことが必

要なのかという観点から、きょうは、学校給食について6点伺います。

第1点目は、子供たちの家庭での食生活が全国的に変化してきていると言われていますが、どのように変わってきていると認識しているのでしょうか。

第2点目は、その中で学校給食が担っている役割をどのように考えているのでしょうか。

第3点目は、家庭が負担している教育費、これは塾等の費用は除きますが、その中で給食費の割合はどれほどになっているか伺います。

第4点目は、食べ物にアレルギーを持っている児童・生徒の給食を保障するために、町としてどのような取り組みをしているのか伺います。

第5点目は、給食が足りないという中学生の声に応えるための対策を伺います。

第6点目は、給食費の公費による全額負担に踏み切る考えがあるかどうかを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） 学校給食についての質問にお答えします。

まず1点目、子供たちの家庭での食生活の変化についてですが、近年、社会の変化により、家庭、家族のあり方、価値観の多様化などにより、食の大切さに対する意識が低くなってきており、健全な食生活が失われつつあります。特に成長期にある児童・生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、非常に重要なものと考えております。

また、成長期にある子供への食育は、各家庭において、保護者みずからが食を通して健やかに生きるための基礎や食文化の継承、自然の恵みへの感謝の気持ちなどを子供に理解させていく必要があると考えております。

次に2点目、学校給食が担っている役割についてですが、学校給食は明治22年、山形県の小学校で、貧しくてお弁当を持ってこられない子供たちのために食事を出したのが始まりで、以後、全国へと広まり、栄養失調や体の弱い子供たちのために栄養を考えた学校給食が出されるようになったとされています。

また、現在の学校給食法では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの、学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることとなっており、教科、特別活動、総合的な学習の中で食育が実践されております。

なお、子供に対する食育については、家庭を中心として、学校、関係機関が連携して食環

境への意識の醸成に努めることが重要と考えております。

その他の質問については、担当課長に答弁させます。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） ご質問の3点目、教育費の中で、給食費の割合についてですが、年間1人当たりの教育費の割合については、特にデータをとっておりませんので、文部科学省で公開している額を参考に算出させていただきました。

その結果、小学生の教育費が年間約10万5,000円で、1カ月にしますと8,750円、給食費が1カ月4,400円ですので、給食費の割合は約52.3%、中学生につきましては教育費が年間約17万7,000円で、1カ月にしますと1万4,750円になるので、給食費が1カ月5,000円ですので、約33.9%が給食費となっております。

次に4点目、アレルギー対策の取り組みについてですが、現在、那珂川町には10人の食物アレルギー対応の申請があります。学校給食センターでは、これらの食物アレルギーを持つ保護者からの正確な情報提供に基づき、毎月、詳細なアレルギー対応の献立表を配布し、献立の食材の飲食の可否を確認した上で配食時に除去することとしております。

なお、アレルギー物質が主食や牛乳の場合は、代替りのものを持参してもらうこともあります。その際には、給食費を減額してあります。

次に5点目、給食の量に対する中学生の声についてですが、現在、給食は御飯及びパンを主食としておりますが、このほか牛乳、副食、デザートを提供しております。中学生1人当たりの摂取基準は820キロカロリーとなっており、生徒の成長に合わせた摂取基準カロリーを照らし合わせ、栄養士が給食のメニューを考えております。中学生の給食に対する量が足りないということでございますが、給食センターへ戻ってくる給食の残りがあっても確かでございますので、限られた財源の中で、可能な限りおいしい給食を提供してまいりたいと考

えております。

次に6点目、給食費の公費全額負担の考えについてですが、学校給食費の経費負担については、学校給食法第11条によれば、学校給食の運営に必要な施設、設備の整備費、調理従事員等の人件費については、学校の設置者が、それ以外の食材料費、光熱水費等の経費については保護者の負担である旨規定されております。

また、給食費の額については、子育て支援の一環として、平成19年度以降、据え置いた額としており、負担の困難な家庭につきましては、就学援助制度等を活用して負担の軽減を図ってきております。

一方で、親の子育てに対する経済面も含めた意識の高揚を図ることも重要であると考えておりまして、学校給食費の完全無料化が、少子化対策に必ずしも結びつくか否かについては不透明な部分もあり、検討を要すべき課題も多いものと考えております。このため、今後、他市町の動向を参考としながら研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問に入ります。

子供たちの食生活が変化しているということですが、例えば朝食をとらずに学校に行く、そういう子供がふえているのではないかと思います。もし、そういう調査がありましたら、小・中学生の約何%の子供たちが朝食をとらずに学校に行っているのか、それをお知らせいただければと思います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 朝食の欠食の状況でございますが、昨年11月に、町内の小学5年生と中学2年生にアンケート調査を実施いたしました。その結果、朝食を食べてこない、朝食抜きの小学5年生は約2%、中学生は約4.6%という結果が出ております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 朝食をとらないで学校に来ている子供たちがいるということが報告されたと思います。

原因はどんなところにあると考えているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 朝食をとらない子供の原因というのは、朝、遅く起きて食べてこなかったという子供もおります。御飯ができてないとか、そうではなくて、朝寝坊して食べる時間がなかった。それから、朝起きたときに、ごくわずかですけれども、御飯が用意してなかったということです。中学生は特に朝早く登校しますので、寝坊して食べている暇がない、時間がなかったというのは、よく言われております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 夕食についての調査はあるのでしょうか、ありましたら示していただきたいと思えます。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 夕食については、調査しておりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 今、孤食がふえていたり、孤食というのは、つまり親と一緒に食事をとれない、そういう子供たちがふえているというふうに言われています。親と一緒に食事をとれない、子供は例えば好きなものだけ食べて、それで学校に行く、あるいは寝てしまうという、そういう子供も十分考えられます。母子家庭や父子家庭の子供たちもふえているということが報告されていますが、ともかく子供たちの体にとって大事な食事をきちんととれないでいる、そういう子供たちがいるということは事実だと思えます。

そこで2点目については、学校給食の果たしている役割、戦前は食べられない子供たちがいた。それで給食が始まったということが報告されましたけれども、現在については、食べられない子もいるし、食べる時間がない子もいるし、親との関係で、うまく食事がとれない、そういう子供もいる。そういう子供たちの健康格差を縮小し、全ての子供たちに生きる力をつけていくために、以前にも増して給食の大事さが確認されたと思えます。

3点目の給食費についてです。先ほど文科省の調査がありましたけれども、私もほぼ同じような調査結果を手に入れています。では、現在、教育費の中で無償になっているのは何でしょうか、確認したいと思います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 無償になっているのは教科書類とか、そういうものだと思

ます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 余り小・中学校では言いませんけれども、授業料、それから教科書が今、無償で配布されています。

それで、憲法26条、その2では、義務教育はこれを無償とすると書かれています。現在は、先ほどの答えのように、授業料と教科書が無償となっていますが、給食費も含めて全て無償で提供する、これが憲法に書かれているわけです。戦後、憲法ができたときには、まだ財政的な保障がないので、給食費も含めて無償にはなりません。しかし、もう70年以上も過ぎています。もう教育費は全て無償とするという憲法に基づいてそれが実現される、ということが求められているのではないかと思います。これを踏まえて、次に行きます。

4点目のアレルギーを持っている子供に対する給食についてです。

先ほどの答弁では、特別なことはしていないということだと思いますが、現在のままでいいと、今後にもかかわらず、今のままやっていきたいと考えているかどうかを伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） アレルギーの問題につきましては、特別なことをしていないということではありません。栄養士が献立表をつくりまして、それを家庭に配布して、家庭では逐次それを確認して、本人も自分の健康は自分で守る、自立性を育てるためにも、きょうの献立では自分は何を食べられないということを、きちんとそれをわきまえて、自分でもそれを食べない、そういうことと、それから本当に献立は、栄養士が物すごく気を使ってというか、専門性でいろんなことに配慮されております。何もしていないということには、ちょっと栄養士に対して申しわけないなと思います。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 言い方がちょっとまずかったと思います。つまりかわりのものを出していないという、そういう意味です。

私の孫の話なんですけど、卵と小麦粉のアレルギーを持っていました。しかし、小学校に入ったときから、そのアレルギーの子供に対応する食事が出されていました。それがなされていないと、そういう意味です。

憲法26条に戻りますと、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書かれています。主文は、すべて国民はですから、誰ひとりの例外もなくということです。ひとしく教育を受ける権利を有するというのが大事なところなんです。その前にある、その能力に応じてというのは、その子に会うやり方で、ひとしく教育を受ける権利を有すると、そういう意味です。

例えば、目の見えない子には点字で教える、耳の聞こえない子は手話を使う、そういうことで、ひとしく教育を受ける権利を有すると。これを給食に直しますと、すべて国民は、法律の定めるところによりその体質に応じて、ひとしく給食を受ける権利を有するというふうになります。つまり、アレルギー体質に応じて、そのアレルギーを持っている子供でも、ひとしく給食を受ける権利を有するということだと思います。ですから、そのアレルギーを持っている子は、その子が食べられるもので、ほかの子と同じように給食を受ける必要があるということを言っているんだと思いますが、教育委員会としてはどう思いますか、伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 個々に応じた、30人いれば30とおりにということになりますが、現在のところ個々に応じてというのは、なかなかどこでも困難を来しております。かわりのものということですが、かわりのものというのは、いろいろありまして、本人が自分でかわりのものを持つてくるということで、そこを、かわりのものを町で出すということまで考えることは、今のところはなかなか困難かと思えます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） なかなか困難だということで済ませるのではなくて、とにかく子供たちの給食をひとしく保障するために全力を挙げるところで頑張りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 現在、アレルギーを持つ児童・生徒数は横ばいの状況でありますので、今後その状況を見ながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 10人の子供たちがアレルギーを持っているというふうに捉えていると

聞きました。その子供たちのために、ぜひとも一人残らず、全ての子供がひとしく給食を受けられるように努力していただきたいと思います。

第5点です。町民の方々から、中学生の子供たちの声として、給食が足りないという声がたくさん挙げられていると。給食センター所長に確かめたところ、やはりそのような声が上がってきているということが言われました。ぜひとも子供たちの生の声、これは町や教育委員会に対する本当に切実な声ですので、ぜひ応えられるようにしていただきたいと思います。具体的な対策はありませんでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 給食材料費というのは、給食費の金額が決まっておりますので、その中でやりとりという形になりますから、その辺は今後、おいしい給食を食べていただくということで考えていきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 6点目に行きます。

全国的に給食無償化の動きが広まっていると思います。この栃木県ではどうなっているでしょうか。そして、町でそれを無償化した場合、どのぐらいの財源が必要なのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 県内で無償化しているのは大田原市のみだと思います。

無償にするには、その金額は幾らかということですが、食材料費については約6,000万円程度だと思いますが、全体、給食センターとかを維持するには1億5,000万円ぐらいは必要かなと考えています。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 大田原市は既に実施して、それから栃木市と那須町でも実施の方向に進んでいるというふうに聞いています。

どのくらい必要かということなんですが、小学生が月4,400円、中学生が5,000円ということで計算すると、大体4,800万円、年間必要だと。一般会計予算の何%になるかというと、約0.6%というふうに私は計算したんですが、それが合っているかどうか、ちょっと定かではありません。

それで、学校給食が非常に役割が大きくなっているという中で、子供たちの成長を町を挙げて担っていく、子供たちを大切にしている自治体ということで、町で担っていくと。それから、子供たちに地元に対する愛着を深めてもらえるようになるのではないかと。3番目に、先ほど中学生のことがありましたけれども、保護者負担を考えずに給食を提供できるということで、ぜひ、無料化に踏み切っていただきたい。本来的には国の政策として無償にすべきと考えますが、子供の医療費の考えと同じように、子供たちに一番近い自治体から始めて国に要求していくという方法をとったかどうかと思います。

大田原市などの先行自治体からも学んで、ぜひ、給食費の無償化に踏み出すように要求して、1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問に移ります。

放射性廃棄物の馬頭処分場への搬入問題について伺います。

この放射性廃棄物ということなんですが、これは福島第一原発事故によって放出された放射性物質、それによって汚染されて、これは放射性廃棄物、汚染された廃棄物だということ仮置きされているもの、それを放射性廃棄物と定義したいと思います。そういうことで、以降、話を進めます。

先ほど町長からも話がありましたように、6月の末には町民説明会が開かれる、環境保全協定を結ぶのに当たっての説明会を開くということになってはいますが、大事な状況になっていると思います。

そこで第1点目、県はどのような立場で環境保全協定を結ぼうとしていると認識し、それに対して、町はどのように臨もうとしているのかを伺います。

2点目、8,000ベクレル以下の放射性廃棄物は、産廃処分場に入れることができるとする環境省の省令がありますが、8,000ベクレルの根拠についての認識を伺います。

3点目、町長は、指定廃棄物として指定されたものは受け入れないとの答弁を繰り返してきましたが、指定されたものかどうか、どのように特定するのかを伺います。

4点目、町長は、搬入のレベルを国と協議するとの態度、つまり搬入そのものは受け入れるとの態度を議会で示してきましたが、搬入受け入れを町民に説明し、理解を得るために、どのような努力を行ってきたかを伺います。

第5点目、県の環境保全協定の中で、放射性廃棄物の搬入が書き込まれた場合、風評被害が起こることが考えられます。風評被害が明確になった場合、環境保全協定を見直し、放射性廃棄物の搬入は認められないなどの訂正あるいは修正もあり得るのかを伺います。

第6点目、放射性廃棄物の受け入れに対して、圧倒的多数の町民が反対している中でも、受け入れを容認することがあり得るのかを伺います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 放射性廃棄物の搬入問題についてのご質問にお答えいたします。

答弁させていただきます前に、川俣議員のご質問の中でおっしゃっています放射性廃棄物についてですが、この放射性廃棄物は、原子炉等規制法における廃棄物の区分においては、原子力施設の運転、保守等に伴って発生する放射性的廃棄物として、国において管轄される廃棄物ですので、県営処分場に搬入されるものではないと認識しております。

今回のご質問の廃棄物については、自然界及び原発事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物として答弁をさせていただきます。

まず1点目、環境保全協定締結に向けての町の認識と対応についてですが、平成20年2月に、県と町が締結した馬頭最終処分場に関する基本協定第5条において、処分場に関し必要な事項については別途協議し、協定を締結するとしております。

今回の環境保全協定につきましては、この基本協定をもとに、地域住民の安全確保並びに生活環境の保全を図ることを目的として、県と町が締結するものです。

協定の内容につきましては、県営処分場事業に関して、交通安全対策、環境保全対策など必要な事項を定めるものであります。

次に2点目、8,000ベクレルの根拠の認識についてですが、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条においては、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるものを指定廃棄物の指定基準としております。原子力発電所の事故に伴って環境に放出された放射性物質に汚染された8,000ベクレル以下の廃棄物については、特措法において安全に処理するための基準として定められたものと認識しております。

次に3点目、指定廃棄物の特定についてですが、県内の指定廃棄物については、各市町の保管場所に一時保管されております。国では、これらの指定廃棄物を集約して処理することとしております。指定廃棄物については、前から申し上げておりますが、国が責任を持って処理すべきと考えております。今後、指定廃棄物の放射能濃度が減衰し8,000ベクレル以下になることは考えられますが、指定廃棄物の処理責任者は国であることから、放射能濃度が下がっても搬入させることはありません。

なお、指定廃棄物については、国・県により、その経過が把握されているところであります。

次に4点目、搬入レベルの町民への理解についてですが、搬入レベルについては県と協議を行っているところであり、お示しをいたしておりません。6月29日に環境保全協定（案）にかかわる住民説明会の開催を予定しておりますので、その中で町民の皆様にご理解いただけるよう説明をいたしたいと考えております。

次に5点目、環境保全協定後の見直し、訂正についてですが、環境保全協定において疑義が生じた場合は、速やかに県と町で協議し定めたいと考えております。

次に6点目、放射性廃棄物の受け入れ反対についてですが、原子炉等規制法による放射性廃棄物については、冒頭にも申し上げましたが、国の機関による管轄であり、そもそも県営処分場に搬入されるものではないと認識しております。

なお、放射性廃棄物搬入について、圧倒的多数の町民の方が反対という客観的データは把握しておりませんが、町としても原子炉等規制法に基づく放射性廃棄物の搬入はないものと認識しております。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 最初に、放射性廃棄物の定義について私が述べました。でも、町長は全くそれを聞いていないのか、無視した形での答弁だったというふうに思います。あくまでも放射性物質によって汚染されて仮置き場等に保管されているもの、去年の5月19日の下野新聞の調査によりますと、8,000ベクレル以上のいわゆる指定廃棄物、これは当初、約1.4万トン、それ以下のものが約11万トン、栃木県内には保管されているという報道がありました。そのものを言っているのです。

では、再質問に入りたいと思います。

放射性廃棄物の受け入れに反対している、そういう町民が多いということは、私のほうから後でその証拠を示したいと思います。

第1点目と第2点目の質問を合わせて伺います。

8,000ベクレルは、廃棄物を安全に処理するための基準ということで先ほども説明がありました。環境省はそのような見解を示していますが、その根拠となっているのは、IAEA（国際原子力機関）が、福島原発事故の調査をした後、国連に送った報告書の中の文章だと

言われていますが、そのように認識しているかを伺います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 8,000ベクレルについて、どんな認識をしているかということですが、IAEA、世界原子力機構ですね、そちらのほうで安全に処理できるという認識はいただいていると思っております。

なお、8,000ベクレルについて、どのような形で今後処理されるかという、8,000ベクレルの焼却灰を埋め立てする処分の場合、その業務に従事する作業所においては、1日8時間、年間250日の労働時間のうち、そのうちの半分の時間、年間1,000時間を焼却灰のそばで作業をした場合においても、その被曝線量については年間0.78ミリシーベルトで、原子力安全委員会の目安である年間1ミリシーベルトを下回る線量であることが確認されております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私の質問は、その8,000という数字なんですが、IAEAが国連に送った報告の中で初めて出てきている数字なんです。それに基づいて8,000ベクレルを言っているのかどうかということを質問しているのです。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） そのIAEAの関係につきましては、国の機関であって、それの中での基準という形を決めているところがございますので、町としましては、その基準を遵守するという形で持っていきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 放射性廃棄物、危険なものを町に入れるかどうかの論議をしているわけで、国が言っているからという、それだけでは余りにも根拠が薄いというふうに思います。

そのIAEAが福島原発事故後、現地に入って調査をして、それで国連に報告文書を送っているんですが、その報告書の対象は現地なんです。双葉、大熊、要するに原発事故で過酷な被害を受けた、その現地に行って、そこから、そこについての報告を送っているわけです。そのIAEAの報告書を関係省は次のように訳しています。「国際的方法論に整合する」という訳し方をしているんですが、これは私も英語が話せる人に聞いてみました、その文書を示して。そうしたところ、「国際的実践と機を一にしている」と訳されるべきである

というふうに言われています。国際的実践というのは、福島原発事故が起きる前に事故があったスリーマイル、それからチェルノブイリです。そこにも I A E A の調査団が入って調査をし、報告書を送っています。余りにも過酷事故だったので、高濃度の放射能廃棄物が多いため、8,000ベクレル程度のものは一般の処分場に入れなければどうしようもない。しかも、そこは住民がもう住んでいない、そういう局地的なところについての報告をしていたのです。その局地的なものを日本全国に当てはめようとする自体が間違っていると私は考えています。ですから、8,000ベクレルについては、日本全国的、過酷事故が起きた現地ではないところにも、当てはまるのは間違っているというふうに思っています。

次に、第3点目についてお伺いします。

町長は、一度でも8,000ベクレルを上回ったものは国の責任で処理してほしいと、そうすべきだということを言っていました。8,000ベクレル以上だったものは国の責任でというのは、いかなる理由によるものでしょうか、伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私が常日ごろ発言しております、指定廃棄物として指定されたもの、それは8,000ベクレル以上の指定廃棄物として、国がしっかり処分しなければならないし、今、仮保管の状態を保管をしている、こういうふうに認識をしております。そのものについては、この那珂川町にできる県営の処分場には入れない、当然、国が責任を持って処理すべきだ、こういう考えで常日ごろ申し上げております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 国の責任において処理をすべきという考え、私も同感です。なぜかという、危険な原発政策を推進してきた責任が国にあることは明らかです。そして当然ながら予測された事態に備えることなく事故を起こした東電も、国とともに責任を負うべきだと思います。

では、8,000ベクレル以上にならなかったものは、国や東電が責任を負わなくていいと思うのかどうかを伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 全く責任を負わなくていい、このように私は考えたことはございません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) それでは、放射性廃棄物の処分を、その放射性廃棄物というのは私の言いましたように仮置きされているものです。それを那珂川町が責任を持って処分しなければならぬ理由はありますか。

○議長(小川洋一君) 町長。

○町長(福島泰夫君) それを那珂川町が責任を持って処分するという言葉は一言も発したことはございません。

○議長(小川洋一君) 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) そういうことは言ったかどうかということを知っているのではないんです。那珂川町がその放射性廃棄物の処分を引き受けなければならないと思うのかどうか、そういう責任があると思うのかどうか、それを知っています。国や東電が責任を負うのはもちろんです。そして、その中に那珂川町も入っているのかどうかということを知っているのです。

○議長(小川洋一君) 町長。

○町長(福島泰夫君) この県営処分場、これは運営は県でございます。受け入れるかどうかは県が決めることでございます。ただし、その中に町のご意見は申し上げるつもりであります。

○議長(小川洋一君) 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) 馬頭処分場の運営は県はやりません。クリーンテック栃木、特別民間会社が運営を行います。これは県と協定を結んでそういうことになっています。那珂川町が放射性廃棄物の処理を行わなければならない根拠はないというふうに思います。

第4点についての再質問です。

搬入のレベルを県と協議するということは、搬入そのものは認めているのと同じだと私は思いますが、それは仕方がないからなのか、それとも受け入れたほうがよいからなのか、それともそれ以外に受け入れる理由があるのかを伺いたいと思います。

○議長(小川洋一君) 町長。

○町長(福島泰夫君) そもそも私と川俣議員、放射性廃棄物の認識が違いますので、同じレベルで、私は放射性廃棄物というのは、川俣議員のおっしゃるレベル、意味とは違う認識を

持っております。その中で、これを受け入れるのか、どうしてこの馬頭処分場、産業廃棄物処分場、これを放射性廃棄物処分場としたいと、その理由がわかりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 2度ほど同じことを言ったと思いますが、もう一度言います。現在、栃木県内に仮置きされている、いわゆる指定廃棄物と、そこまではならないが仮置きされているもの、合わせて約12万トン、そのことを言っているのです。それを、では、その仮置きされているものを受け入れるのは、受け入れると言っているのと同じだと思いますが、仕方がないからなのか、それとも受け入れるほうがよいからなのか、それ以外に受け入れる理由があるのかを伺います。仮置きされているものです。

○町長（福島泰夫君） 私は、まだ受け入れるとも何とも申し上げておりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 搬入のレベルを県と協議ということは、レベルを協議するんです。ということは受け入れないとは言っていないですね。ですから、これは普通解釈すれば、受け入れると、そのレベルについては協議すると、そういうふうになると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（福島泰夫君） 産業廃棄物にはいろいろな種類がございます。普通の例えば一般住宅を解体したときの屋根とか瓦れきとかございます。多分14品目が書かれていると思います。そういうものを受け入れるわけでございまして、その中には当然、焼却場から出た飛灰、焼却灰等も含まれる、このように私は認識しております。ただ、その受け入れに当たって、その数値、これは県と協議をする、このように申し上げているところでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） これは放射性物質によって汚染されているとして仮置きされたものを入れるかどうかということで質問したんですが、全くそれには答えられていませんので残念です。

その仮置きされているもの、これを受け入れるとした場合、先ほど私がおその量を申し上げました。約12万トン、栃木県内にあるということです。その仮置きされている汚染物、廃棄物を、もし仮に馬頭処分場に入れるということになると、その搬入のとき、あるいは搬入後、

放射能による被害が絶対出ないと、そういうことを言い切れるかどうか、特に搬入について、そのときに放射能漏れとか、いろいろな事故とか考えられないかお伺いしたいと思います。

○町長（福島泰夫君） 私は、そういう物質は、放射性廃棄物という認識はいたしておりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） もう一度言います。今、仮置きされている8,000ベクレルを超える指定廃棄物と、それから8,000ベクレルまで達していないもの、それが先ほど言いましたように12万トン県内にあると下野新聞によると言われています。それらのものを搬入するという事になったら安全かどうかということを知っているのです。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 川俣議員ご指摘の、2つあるということですね。1つは指定廃棄物、そして指定廃棄物ではないもの、その搬入についてということになるかと思うんですが、指定廃棄物につきましては国の管轄ということで、先ほどから町長が申しているとおりでございます。それ以下のもの、8,000ベクレルを下がったものについては、これについては搬入もあるかもしれません。ただし、それについては、今後、レベル的には県と協議してまいるといふ形になります。

一般廃棄物、それと産業廃棄物、そのものがございしますが、県営処分場につきましては、一般廃棄物、こちらのほうは搬入はしないこととなっております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） その一般廃棄物というのは、放射性物質に汚染された廃棄物のことですか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 一般廃棄物については、産業廃棄物以外のものという形で、ここで言いますと南那須広域で焼却されたものが一般廃棄物の形でございます。そういったものについては搬入しないということです。放射性廃棄物については、放射線に汚染されているものでございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 同じことを言うんですが、仮置きされているもの、これは放射能によって汚染されているとされて仮置きされているもの、それを搬入するということになると大変な実害が起きるのではないかと恐れる町民がたくさんいるわけです。そういうおそれはないのかあるのか、そのことを聞いています。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 搬入時に放射線の影響があるかということによろしいでしょうか。

環境省が実験したデータがございます。空間線量が0.07マイクロシーベルトというところで、そこに放射線量2万4,000ベクレルの廃棄物を置いて、そこは覆いのない状態でどのくらい出ているか、距離を置いてはかったデータがございます。ゼロメートルで1時間に1.01マイクロシーベルト、6メートルで0.1マイクロシーベルト、それと10メートル離れますと0.08マイクロシーベルトという形でございます。空間線量がない状態で0.07マイクロシーベルトでしたので、10メートル以上離れると自然界線量と同じ線量となり、影響はほとんどないという形で考えております。廃棄物搬入車両通行に与える放射線量というのは、ほとんどないと考えております。

先ほど申し上げましたが、作業の方、1,000時間の作業で年間0.78ミリシーベルト、1ミリシーベルト以下ということで、処分場の建物の外には影響はないと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ないと考えるということでは確証は得られないと思います。町民が納得するような方法で検証して、多くの町民がそれなら大丈夫だということにならないと受け入れるということにはならないというふうに思います。搬入時や搬入されてからの被害、そういうことが予想されます。

第5点目に行きます。

放射性廃棄物の処理の責任を那珂川町が負わなければならないという責任はありません。そして搬入するとなったときに、絶対安全だということも言い切れないと思います。

それで先ほどお答えの中で、環境保全協定の訂正、それも有り得ると、協議していくというふうにおっしゃったと思うんですが、もう一度確かめます。環境保全協定が結ばれる、その中に、もし放射性廃棄物、と言うとまたいろいろ言うので、放射性物質に汚染された廃棄

物、それを受け入れるということになった場合、例えば3,000ベクレルとか5,000ベクレルとか、それ以下のものはオーケーということになった場合、風評被害が起きるおそれは十分あります。そうした場合に、協定の訂正というのがあり得るかどうかをもう一度聞きたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどの川侯議員の通告書の中では、風評被害が明確になった場合とございます。当然、風評被害が明確になれば、県と協議をしなければいけない、あるいは風評被害についての補償も求めなければいけない、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 川侯君。

〔4番 川侯義雅君登壇〕

○4番（川侯義雅君） 第6点目に行きます。

町民の多数は受け入れに賛成なのか反対なのか、具体的に確かめたことがあるか伺います。

私どもは町民アンケートという形で伺いました。回答を寄せてくれた方は200人ちょっとの程度なんですけど、90%の方が反対を表明されています。町としてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町としての認識、先ほどの川侯議員の通告書の中では圧倒的多数という表現を使っているんですけど、アンケートも200名の方が回答を寄せられた。アンケート配布数がいかななものか、私も存じ上げませんが、そういう回収した中の200のうちの多数ということはしっかりと認識したいと思います。ただ、それが町民全体の圧倒的多数であるかどうか、これは私にははかり知れません。

○議長（小川洋一君） 川侯君。

〔4番 川侯義雅君登壇〕

○4番（川侯義雅君） 私は、町長みずからが、町民がどう思っているのか確かめていただきたいと思います。そのアンケートに寄せられた文章を少し読みたいと思います。

「那珂川町のよいところは自然が豊かなところだと思う。そういう住民が多いのに、なぜその自然を壊すのか全く理解できない」、次に「放射性廃棄物がどれだけ怖いのかを町民はよく知るべきである。問題が発生してからでは遅過ぎる。人口が減るのは目に見えている」、3つ目「町長は放射能の怖さを知らな過ぎる。最悪のときは町民が住めなくなる所も出るのを知ってほしい」、4つ目「小砂の日本一きれいな村に指定されているのに、なぜ隣に処分場なのか、もしつくったとしても、最初だけはいろいろ守るけれども、だんだんだめになる

と思う、1つつくれば、2つ、3つとふえる」、5つ目「子育て中の家族は、未来ある子供たちのために絶対に搬入は認めない」、そういうような声が寄せられています。

8,000ベクレル以下は一般ごみ扱いできるという環境省の見地そのものが極めて根拠もあいまいなものであると思います。放射性廃棄物は、国と東電が責任を持って処分するもので、たとえ線量が低くても、それはそういう考えは堅持しなければならないと思います。

3つ目、受け入れても絶対安全と言えないものは受け入れるべきではないと思います。

4つ目、町民の圧倒的多数は放射性廃棄物の搬入には反対とされていること。

5つ目、したがって、今の時点で放射性廃棄物の受け入れ容認の環境保全協定は結ぶべきではないこと、このことを強く申し入れて私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 鈴木 繁 君

○議長（小川洋一君） 7番、鈴木 繁君の質問を許可します。

鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 7番、鈴木 繁です。

通告書に従いまして質問を行います。

今回の質問事項は、大きく分けて3項目あります。まず1項目めには、「道の駅ばとう」について、2項目めには、町民の健康推進について、3項目めには、まほろば温泉について

であります。執行部の簡潔明瞭な答弁を期待しております。

では早速、1項目めの「道の駅ばとう」について質問をいたします。

道の駅とは、長距離ドライブがふえ、女性や高齢者のドライバーが増加する中で、道路交通の円滑な流れを支えるために、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適なたまりの空間が求められています。道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけに、町と町とが手を結び、活力のある地域づくりを行うための地域連携機能の3つをあわせ持つ休憩機能の道の駅が誕生いたしました。

栃木県には現在24カ所の道の駅があります。当町の道の駅ばとうは、栃木県では6番目に1998年の4月に登録をいたしまして、翌年の1999年9月に利用をスタートしてから、多くの方々に訪れていただいています。

19年目を迎えておりますが、その間に、記憶には皆さん、あると思いますが、2014年4月26日に、レストランより火災が発生してしまいまして、約1年間、営業ができませんでした。翌年の15年4月10日にオープンし、現在に至っております。

そこで、次の細目3点についてお伺いをいたします。

1点目は、道の駅ばとうの近年の利用状況についてお伺いをいたします。

2点目は、国土交通省が各地の道の駅をつくるに当たり、基本コンセプトがありますが、先ほども申しましたように、それは休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つですが、当町の道の駅ばとうにおいて、この3つの機能は機能しているのかお伺いをいたします。

3点目は、土日祝祭日などは駐車場の満車状態が多いため、駐車場を拡張する考えはあるかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 「道の駅ばとう」についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、道の駅ばとうの近年の利用状況についてですが、利用状況につきましては、馬頭むらおこしセンター内での買い物及び食事をされた利用者数を基礎として、入れ込み状況を把握しておりますが、平成27年は約47万人、平成28年、29年の2年間は40万人程度で推移しております。平成27年については、道の駅ばとうのリニューアルオープンの効果による利用者増と考えており、直近2年間の利用者の減少は、近隣の類似施設の影響もあると考えております。

次に2点目、国土交通省の基本コンセプトである3つの機能についてですが、休憩機能については、国土交通省コンセプトでは、24時間無料で利用できる駐車場、トイレとなっております。道の駅ばとうにつきましても、いつでも使える状況となっております。また、土日祝日などは駐車スペースが不足する状況もあるところであります。また、休憩所として観光センター内には自由に利用できる休憩スペースや、屋外にはあずまや、ベンチ等を設置、さらに休憩に合わせ電気自動車用の充電器を備えるなど、ドライブで訪れた方々が十分に休憩できる場所として使用されており、おおむね機能を果たしていると考えております。

情報発信機能については、国土交通省コンセプトでは、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供となっております。当道の駅では観光センター内で道路情報や地域の観光情報の発信のほか、写真展等の開催や季節ごとにポスターの掲示、観光情報紙等の配布を行っており、さらに詳しい観光情報などの案内は観光協会職員が対応しております。

また、無料Wi-Fiスポットを設置し、来訪者への利便性向上に努めており、その機能を果たしていると考えております。

地域の連携機能については、国土交通省コンセプトでは、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設となっております。当道の駅では農産物直売所により、地元の方々が育てた野菜などを初めとした地域の物産品の販売や、飲食施設では地元産の野菜や特産品を食材に使用するなど、地域と連携し、地域振興を図っております。

また、観光センター内フリースペースを文化団体等に貸し出し、作品の展示等による来訪者との交流の場となっております。その機能を果たしていると考えております。

次に3点目、道の駅ばとう駐車場の拡張についてですが、道の駅ばとうの駐車場部分は、国道293号の敷地として栃木県が管理しています。議員のご指摘のとおり、休日等は交通整理員を配置しても、駐車区画数に対し来客数が多いため満杯となり、お客様にご迷惑をおかけしていることは認識しております。

駐車場の拡張については、現在の駐車場の隣接地に拡張するのが理想ですが、住宅、神社などがあり、また南側、西側についても地形的に段差がある状況です。利用する施設から離れるにつれ、来場者の利便性が薄れていくこともあり、そのようなことも考慮し、用地取得も含めて栃木県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） では、順次再質問のほうをさせていただきます。

まず、利用状況について、明確な数字と、また細かいデータ等をお話しいただきましてありがとうございます。その中で、現在、道の駅ばとうにおいては、駐車スペースというのは普通乗用車の59台、大型車が6台、身体障害者用が3台という現状になっております。その中で28年度及び29年度においては、年間平均が約40万人という、ただいま町長からの答弁がありましたが、1日の平均にしますと約1,100人弱の計算でいくとお客さんが来ているということで、これはかなり駐車スペースにしては来場者が多いと私は認識しております。現在の駐車スペースの中で多いと思ったと同時に、また、町はこの駐車スペース、来場者に対して、年間利用者をまたどのぐらい見込んでいたのか。また、今後さらにたくさんの利用のお客さんに来てもらうために、町執行部としてどのようなことが必要だと考えているのか、その点を再質問いたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

年間の利用者の見込みについてですが、町では利用者数を見込んではいません。

利用者をふやすために何が必要かについてですが、3点目で町長が答弁をしましており、駐車場の拡張が必要と考えているところでございます。また、お客様の少ない冬場の品ぞろえ、また、利用時間帯によっては少ないときのイベントの開催、また、お客様の回転を速めるなど、接客面での改善が必要と考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 改めての目標の人数は見込んでいないということでご答弁いただきました。何が必要だということに対しては駐車場の拡張ということで、これに関しては（3）番目の細目3について私が質問を通告しておりますので、その件について、そのときにいろいろ議論をさせていただきたいと思っております。

冬場の品ぞろえとか、いろいろお考えは町では持っていると思いますので、それに沿ってどんどん利用客が多く入るように、私もあそこの野菜はすごく新鮮で安いという評判をすごく耳にしております。ほかの道の駅の中でも値段もかなり安く、私は、ほかに行っても結構自慢しているものですから、たくさん来てもらうように努力はしておりますので、今後、続けてください。

では、(2)の3つの基本コンセプト機能について、この件について再質問をさせていただきます。

情報発信機能では、拡充と高度化は今後の道の駅の重要課題と、これは思います。これは国土交通省もしっかりと言っております。通行止めなどの道路状況、災害状況、そして避難状況、気象状況、地域情報と医療情報等に関しては、今、答弁があったと思うんですけども、そのようなことを明確に発信するとともに、地域の振興情報、庁舎が休みの土日や休日が多く、庁舎が休みの土日に限り、道の駅というのはたくさん利用者が来ますので、それを逆に逆手にとって、多くの利用者が多いことから、空き家情報とか店舗情報、入居者の案内情報、就職の情報とか、また移住のあっせんなどを、将来、道の駅の情報発信として発信してはどうかと思います。

もちろん今、那珂川町ではホームページでこのような情報は発信しているのは私も存じております。道の駅なんかは、先ほど言ったように、年間40万人という利用者が来ていますので、そういうところを利用しないのはもったいないと思っています。情報発信という形も、国土交通省がしっかりと言っていますので、町としては将来、発信に関して、今どのようにお考えなのか、ちょっとその点をお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、情報発信機能の拡充についてということでございますが、町の観光協会で、来客者の相談関係を受け付けているところでございます。主に観光に関することが8割でございまして、その他が2割の相談があるということでございます。

その他の相談の中には、多種多様な相談があるということでございまして、相談の内容によりましては、その場で情報が必要なもの、後日でも可能なもの等、情報にも緊急性等があるというふうに思っております。いろんな情報を提供していければ、町としても活性化等に役立つということは認識しているところでございまして、できるだけ利用者の利便性を高められるように、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 今、観光センターのほうでは、その他が2割、観光等が8割ということがあったと思いますけれども、もちろん道の駅なんで、かなり観光の相談はあるのは私も認識はしております。今後、行って相談よりも、入ったときに、こういう相談があるんだと、

そんな形もあったほうがいいのかとは私も思っています。

それと、あと一点、コンセプト機能について、再質問をしたいと思うんですけれども、国土交通省は、これからの道の駅のことについて、当初は通過する道路利用者へのサービスという目的でつくっていましたが、これからは地域の拠点機能の強化とネットワーク化を重視すると、このように国土交通省も言っております。道の駅自体が逆に目的地となるように育てていきますと、このように国土交通省も言っています。

道の駅は開かれたプラットフォームでもありという特徴を生かし、関係省庁などと連携をして、いろいろな施策を展開していくようにも、これも国土交通省が言っておりますので、ここで今現在ある道の駅ばとう、これもどんどん進化して行ってほしいと私も思っていますので、那珂川町にとって、将来、どのような道の駅を目指そうとしているのかお伺いします。道の駅というのは、各道の駅によって、独自の特色を生かした道の駅に生まれ変わっておりますので、当町にある道の駅ばとうも、当町にあったカラーを出せればと思っておりますので、その道の駅をどのように目指そうとしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 道の駅の将来像といいますか、位置づけについて、ちょっと答弁をさせていただきます。

道の駅ばとうは、観光情報の発信のみならず、地域のさまざまな情報の提供に加えまして、町内各所にあります観光施設等への人の流れをつくるための拠点としたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 人の流れの拠点という形で答弁いただきましたので、ぜひ、本当に人の流れは那珂川町も活性化して元気になりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。（2）の質問は終わります。

続きまして、（3）駐車場拡張について再質問をさせていただきます。

現在、駐車スペースが狭く、多くの利用者に迷惑をかけているという町の答弁の中で、同じ認識だということで考えはわかりました。

そこで、駐車場は県の管轄ということで、県に用地取得を要望していくには、候補地になる場所がないと要望できないと思います。町長も答弁の中で要望していただくと言っていた

だいておりますので、町として、駐車場拡張に向けての候補地は、町でどこか考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 駐車場拡張に向けての候補地について、町の考えはあるかの再質問にお答えいたします。

現在のところ、町で考えている駐車場候補地はございません。町長の答弁にもありましたとおり、道の駅ばとうの周辺は、南側、西側が段差があり、隣接地に住宅、神社等が張りついている状況でございます。駐車場の候補地といたしましては、建物、遺跡など、補償費、整備のための時間のかからない土地を選定するのが一般的と考えます。その考えからすれば、更地あるいは農地等が第一の候補地と考えることができますと思います。その考えに基づき、段差等の地形的条件を除いて考えますと、西側、東側、南側に隣接する農地が候補地として挙げられます。西側は農業振興地域であり、東側は国道を挟むため、国道横断のための施設が必要となります。となると南側が候補地として適地と考えられます。しかし、現時点で具体化はしておりません。今後、地形、道の駅との接続といった土地の条件も含めて考慮し、栃木県に対し要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ただいま建設課長の答弁の中で、西、東、南、一応、考えるとしたらお話がありまして、西と東に関しては、立地に合わないということで、候補地は決まっていないんですけれども、南側に何かいいところがあればということで、農地なので、今後、再度検討方、駐車場拡張に努めていただきたいと思います。

現在、全国の駐車場の平均台数を、ちょっと私、調べたんですけれども、当町は先ほど私言いました59台ということなんですけれども、全国の平均をとると約109台が全国の駐車スペースになっています、普通車です。国道293号沿いの交通量もかなり当町はありますので、駐車場を拡張することにより、より多くの利用客が当町を訪れてくれて、もし住んでいただいたり、活性化につながればと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。その件につきましては強く要望して、質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、大きな2項目めの町民の健康促進について質問をいたします。

ことしの4月27日の下野新聞に、県内の市町別平均寿命が載っておりました。当町の那珂

川町におきましては、男性が80.4歳、女性が86.4歳、ともに県平均よりも上でした。栃木県での、これは平均寿命ではなく健康寿命を調べてみますと、町別には出ていませんので、栃木県での健康寿命を見ますと、男性が72.1歳、女性が75.7歳なんですね、これはもちろん差があるのは当たり前です。この差というのは、これは健康上問題のない状態で日常を送れる期間のことを健康寿命といいますので、入院していたり、あとは介護を受けていたりという、そこに入りますので、この開きは当然出てきます。また、このデータは厚生労働省が発表している2016年のデータから調べておりますので、かなり直近のデータだと思います。

今後、平均寿命が長くなるに伴い、こうした健康寿命との差が開けば開くほど、医療費や介護給付費の多くを消費する時期が増大することになります。疾病予防や健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、社会保障負担の軽減にも期待できると思います。また、当町で出している健康なかがわ21計画の中にも、三大死因別死亡の推移が載っておりますが、当町の場合は、全国、また栃木県と比較しても、かなり高い数字を示しております。

健康で長生きは誰もが願うことです。そこで、次の細目3点についてお伺いをいたします。

1点目は、これは1994年に、世界保健機構、いわゆるWHOというんですけれども、それはピロリ菌、正式名はヘリコバクター・ピロリ菌、これからはピロリ菌という形でお話をしていきますが、そのピロリ菌を確実ながん物質と認定しております。除菌により胃がんの発生率が3分の1に制御され、ピロリ菌除菌が胃がん予防効果があるとも証明されております。また、胃がん原因の99%以上がピロリ菌の感染をしているとも言われております。

町の健康診断で、年に1回ありますが、ピロリ菌の検診について申し込みができるようにする考えはあるか、1点目でお伺いをいたします。

細目2点目、若いうちにピロリ菌の除菌をすれば、胃がんまたは胃に関する病気等の発症率を大きく下げることができることから、中学3年生を対象にピロリ菌の検査を実施してはと思いますが、町に実施する考えはあるかお伺いをいたします。

細目3点目、来庁者が気軽に健康管理のチェックができるように、主要な公共施設に血圧計、ほかの庁舎なんかにも、他町にも置いてありますが、血圧計を設置をしてはいかがかと、こういう提案をしたいと思うんですが、その3点について質問をいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 町民の健康促進についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、町の健康診断でのピロリ菌検査の申し込みについてですが、ご質問のピロリ菌検査は、先ほど議員もおっしゃったとおり、ヘリコバクター・ピロリ菌感染症の有無を調べる検査で、胃がんになりやすいか否かをリスク分類するための検査です。一般にはABC検診などの名称で人間ドックのオプションなどにもあるかと思いますが、この検査はもう一つの胃粘膜の萎縮を調べるペプシノゲン消化酵素検査と組み合わせて、胃がんになりやすいかどうかを検査するのが一般的です。ただし、厚生労働省の胃がん検診に関する指針において、ヘリコバクター・ピロリ菌検査及びペプシノゲン検査については、胃がん死亡率減少効果のエビデンスが十分ではないため、引き続き検証を行っていく必要があるとの見解で、現在、検査数値の見直し等を含め、検証を行っている状況です。

町は、その結果や他市町の実施状況も踏まえ、健康診断での申し込みを任意項目として実施する方向で検討してまいりたいと思います。

なお、実施に当たっては、内視鏡などの画像検診、ピロリ菌除菌治療、経過観察による定期的な内視鏡検査など、単年度だけでなく継続したフォローが必要になりますので、体制整備を図る必要があります。

次に2点目、中学3年生を対象にしたピロリ菌検査の実施についてですが、1点目のご質問にお答えしたように、フォロー体制整備の必要や除菌に使われる薬には副作用などのデメリットもあり、また成長過程の子供でもあることから慎重に対応する必要があると考えます。そのため現在のところは実施する考えはございません。

次に3点目、主要な公共施設の血圧計設置についてですが、現在は、すこやか共生館ロビー、健康管理センターロビーに、全自動血圧計を設置しております。新庁舎については、今後、町民の方が気軽に利用し、健康管理の目安としていただけるよう、設置する方向で検討してまいります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） では、順次、再質問のほうをしていきたいと思います。

まず最初の細目1点目について、多分、今、先ほど課長が言ったのはABC検診なんですけれども、これはピロリ菌検査はご存じだと思うんですけども、ABC検診とは、これは基本的のがんリスク検診という形なんです。ピロリ菌のみの有無の検査は、おしっこ検査

とか、あと血を取る血液からも陽性反応が出た場合に、2次検診に行ける、そういう体にも負担、またお金の負担も少ないという形で、かなりやっている市町村も実はあります。

群馬県の高崎市では、ABC検診ともに、がんセット検診という形でやっております。また、岩手県の花巻市においては、ホームページを見ていただくとわかりますけれども、大々的にピロリ菌検診について、「胃がんの99%はピロリ菌が原因と言われています」と、どんと載っているんですね。また、近年の胃がんの感染ルートから、親が食べ物を口で移すことによって、子供にもうつるということも一部では言われております。

その中で、私はピロリ菌除菌ということは、胃がんと先ほどは課長も言われましたけれども、胃がんのほかに、これは胃潰瘍とか十二指腸潰瘍に関しても8割から9割がピロリ菌の感染による原因であるということ言われております。そういう形で、ぜひ前向きに、これは特定に入れることができないので、任意としてやっていただきたく、強くこの件に対して要望しておきます。

続きまして、中学生に関しての検査について再質問をします。

当町では現状では考えはありませんという形の答弁をいただきましたので、ちょっとその事例について、私もお話しさせていただきたいと思いますが、2017年、去年の8月、日本経済新聞で、中学生に向けたピロリ菌検査の実態を調査して、主な自治体が載っていましたけれども、これは一部なんですけれども、最初に始まったのは岡山県の真庭市というところですね。これは2013年に、中学2年生から3年生までを対象としてやっております。兵庫県、大阪、山形県、秋田県、佐賀県は県を挙げて中学3年生にピロリ菌検査をやっています。北海道なんかは、これは都道府県の中で一番各自治体が取り組んでいるんですけれども、2017年、一例を挙げると日高市とか、あとは浦河町とか、浦河町は中学2年から3年生を対象にやっています。一番近くでは茨城県の水戸市、お隣の水戸市なんかは、去年の4月から公立中学校全校に対して2年生にピロリ菌の検査をやっております。これは2013年から見ると、かなり自治体があります。

先ほど言われた薬のリスク、これも確かに私も調べましたので出ております。ただ、将来の早急にピロリ菌を退治することによって、いろいろな胃の病気とか、体に対して健康を維持できるということも、これは実は証明されているので、これは今、町で考えがないというのに、やれと言っても、これは押し問答になってしまいますので、この件に関しては質問はいたしません、ぜひ、考えが今はなくても早急に検討して、何かを機にやる方向でいていただければと思いますので、これは学校の管轄になってしまうんですけれども、教育長、学

校教育課長にも強く要望して、この件については質問はいたしませんので、よろしくお願いいたします。

最後の（３）ですが、公共施設への血圧計の設置についてであります。現在は、すこやか共生館と健康管理センターにあって、この答弁は、今、課長が言っていたように、設置する前向きな答弁をいただきましたので、これに関しても質問はいたしませんので、これは職員も、私は来庁者及び職員の方にも、空いている時間とかで血圧なんかを測ると、自分の健康管理なんかでも十分認識できるので、もちろん職員の方には元気で頑張ってもらいたいので、そういう思いを入れて一日も早く、議員の方々も来た場合に、皆さんで健康管理でそういうものもありますので、設置を早急に望みますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな３番目の質問に入りたいと思います。最後の質問事項になります。

まほろば温泉についての質問をいたします。

この質問は、私が平成27年9月にも、このタイトルで一般質問はさせていただいております。同じ質問の内容を若干角度は変わっています、時期も変わっていますので、これについての質問です。

平成9年に、まほろば温泉の源泉井戸を発掘して、ことしで21年目になります。その間、多くのお客さんに、くつろぎの場としてももちろん利用されてまいりました。このまほろば温泉は、炭酸カルシウムが多く含まれるすごく珍しい温泉なんですね。動脈硬化とか通風とか婦人病とか皮膚病などにすごく効果があるんです。そして源泉かけ流しの露天風呂、流れ出る温泉なんかも実は飲めるんですね。平成27年9月の先ほど言いました一般質問でもしていますが、それから今回3年が経過しておりますので、当時の源泉からの配管等の腐食もかなり進んでおりますので、また今回は隣にまほろばロッジという宿泊施設もありますので、まほろばに泊まっている方は温泉にも入りますので、それを含めた形での細目3点について質問をいたします。

まず1点目、昨年4月より温泉の入場料を500円から600円に値上げをいたしました。ちょうど1年がたちますね。このことによって入館者数の推移をちょっとお聞きしたいものですから、近年、29年度、それ以前の数値等あればお伺いをしたいと思います。

また第2点目、冒頭にも申し上げましたが、平成9年の掘削から21年がたつこのまほろば温泉ですが、私も私なりにデータを調べたんですが、かなり配管等の腐食は進んでいると予想されております。源泉施設の故障による休館は、温泉に来ていただくお客様に迷惑をかけることになりますので、できれば避けなければなりません。現在、どのような状況なのかを

把握するために、温泉施設の現状についてお伺いをします。

細目3点目、まほろば温泉は、現在、井戸は1本です。矢板市の城の湯温泉センターや芳賀にあるロマンの湯、あとは真岡の井頭温泉等は2本井戸を掘っております。何で2本掘ってあるのかと私がお伺いしたら、メンテナンスのときに1本を止めて1本を出す。故障したら1本を止めて直して1本を出す。つまりお客様に迷惑をかけないような形でやっておりますよと、また両方がかなり寿命がもつと、そういうメリットがあるので、まほろば温泉でも新たな源泉の井戸を掘る考えがあるのかというのを改めてお伺いをいたします。

以上3点についてお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） まほろば温泉についてのご質問にお答えします。

まず1点目、料金改定後の入館者数の推移についてですが、平成28年度の入館者数は12万4,328人、平成29年度、10万7,082人で1万7,000人程度減少しております。昨年4月からことしの3月まで、平均で毎月8,900人の方にご利用をいただいております。最も多い月が8月の1万610人で、最も少ない月が6月の7,784人となっております。

次に2点目、源泉施設の状況についてですが、源泉施設の日々の管理は、指定管理者の株式会社まほろばおがわで行っており、定期的な保守点検とポンプの交換を行っております。

源泉井戸坑内については、平成28年度に坑内調査を行った結果、ポンプ故障の原因となる温泉網管の破損は目視できませんでしたが、地表から約100メートル付近に明瞭な地下水の噴出が見られ、網管破損が予想されます。それより深い部分にも地下水のにじみ出しが予想され、網管腐食の進行が予想されております。全体的な経年劣化が進んでいる状況にあると考えております。

次に3点目、新たな源泉を掘る考えについてですが、源泉井戸坑内の経年劣化が進んできている以上、ご質問にあるような方法も含めまして、費用面にも考慮しながら、どのような方法が最善か研究したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） では、順次、再質問させていただきます。

入場数の推移に関しましては、29年度は減少してしまったと。これはもちろん100円上げたことにより私も減少するかなという予測はありました。月の上限ばらつきなんかもあり、

8月が一番多い、これは夏休みとか、私、冬のほうが多いかなと思ったんですけども、8月が一番多いということで、その辺はちょっと驚いておりますけれども、そこで再質問なんですけれども、28年度と29年度を比較して1万7,000人程度減少しているというご答弁の中で、入場料を上げるときに、29年度は多少の入場者の減は予想されたかと思いますが、この1万7,000人という減少の数字に関して、比較に関して、町ではどのように減少に関して捉えているのか、その点についても1点お伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 再質問にお答えをいたします。

来場者数につきましては、結果として減少しております。当日券については、値上げ分がありますので、売り上げの金額を比較しますと、昨年度より46万円程度の減となっているところでございます。

また、回数券の駆け込み需要や来場者減によりますレストラン、売店等の売り上げの減少が大きく影響したと捉えております。

今後は、利用者等のご意見を伺いながら、また、各方面からのご指導をいただきながら、健全経営に向け、経営改善できるように指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 値上げをしたことにより、結果として来場者は減少したと答弁をいただきました。

また、答弁いただいた1万7,000人減、28年度、29年度の12万、また10万7,000人の入館者、これは隣にまほろばロッジというのものあるんですけれども、そこに泊まった人も温泉施設に入れるんです。それも多分カウントはされていると思うんですよね。入湯税の関係とかで、入湯税の場合はカウントはされていないんですけれども、ロッジの宿泊者の推移を見た場合、これはロッジも値上げしておりますから、1万から1万5,000円に。ロッジは、これはやはり宿泊者にも影響が出ているのかどうか、その件についてもお伺いしたい。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、ロッジの宿泊者数でございますが、平成28年度は3,348人、平成29年度が2,281人で約1,000人減少しているところでございます。

平日など料金を下げることにより、利用客及び売上増加につながるのではというような質

間でございますが、確かにに利用客の少ない平日など、利用客増加へは一つの方法であると
考えております。

また、営業面で、やはり利用客がお得感を感じるような民間的手法なども含めまして、運
営改善できるように指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） やはりロッジのほうも1,000人減ということだったものですから、今
後は、今、1万から1万5,000人という形になっていましたので、これは要望なんですけれ
ども、温泉なんかは、通年で同じ金額を取っていませんので、お盆時期とか祝休祭日なんか
は1万5,000でもいいとは思いますが、それ以外のときは、なるべくリーズナブルな金額
で利用できるような形で、今後、検討していただければと思いますので、よろしくお願
いしたいと思います。

それでは、（2）番の温泉施設の現状で、再質問のほうをさせていただきます。

私が一般質問したのが平成27年9月のときに、答弁の中でも、翌年の28年にカメラを入
れて検査をするという答弁は私もいただいております。その答弁についても、課長のほうか
ら28年度の結果についてお話がありましたが、かなり配管等が傷んでいるというのは、これ
は報告を受けています。地下水が流出したり、腐食が進行しているとあります。また、その
28年度から今もう2年たっております。私が先ほどのように27年9月の時点で、そのとき
答弁をいただいたのが、28年度にカメラを入れた調査をして、その結果で延命措置を図るか、
また新たな井戸を掘るか検討するという答弁をいただいておりますが、その結果、どのよう
な検討結果になったんでしょうか。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、28年度に実施しましたカメラの調査と、その後の
検討結果でございますが、坑内調査を行った業者より、すぐには使用不能となることはない
と思われませんが、正常に揚湯されているうちに、新たな温泉井戸の掘削を検討すべきとの意
見をいただいております。そのような意見をいただいておりますが、具体的な検討まで
は進んでいないところでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） まだ具体的な検討は進んでいないということで答弁をいただいたんですけども、また業者のほうからも、すぐには使用不能にはなりませんよというようなご答弁もいただきました。しかし、湧出量も現在減っておりますし、毎年動水位、動水位というのはモーターが回ったときに水面の値、この距離、これを動水位というんですけれども、年々動水位も下がってきていることから、これに対して町では何か対策はしてあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 温泉井戸の水位についてですが、下がった場合の対策ということでございますが、当初のポンプの位置につきましては、地表から198メートルの位置でございました。その後、平成24年の8月のポンプの入れかえのときに、243メートルの位置に下げまして対応したところでございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 当初の198メートルから243メートルにポンプを下げたということで45メートル下げております。また、ことしの4月に温泉動向調査測定記録表というものを見ますと、動水位が169.4メートルまで下がっているんですよ、湧出量が毎分125リットルなんですけれども、これも下がっている。何を言いたいかというと、ポンプと水位の差が50メートルはないといけないというのは、これは認識していると思います、これは水圧の関係で。現在73.6メートルしかないんですよ、この水位の差が。50メートルを切ると、これは温泉機能としてはポンプもだめになってしまう。かつ平成9年のときには、15キロワットのかき揚げポンプがついていました。現在は、平成22年に半分の容量の7.5キロワットのかき揚げポンプに変更になっております。ポンプを下げ、かつポンプの容量も半分になっていると、そういう状況になっているんですね。そのようなことから、動水位も下がっているの、町としては、またポンプの位置を深く掘って、現在よりも下げようとしている考えがあるのかお伺いします。私としては、かなりポンプに対して容量が、これ以上下げると、故障のリスクや湧出量ががたっと減ると思うんですね。源泉から温泉まで、今300メートルから約400メートル、配管を引っ張っているんですね。そういう負担も考えると、これは避けるべきではないかと思うんですけれども、町としては、ポンプの位置を現在よりも下げる考え

はあるのでしょうか、お伺いをします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、ポンプの位置を現在より下げる考えはあるかということですが、今のところポンプの位置を下げる考えはございませんが、現在のいろんな推移を考えますと、下げるというような判断をしなくてはならない場合が考えられます。判断をする上では、カメラ調査の結果、また、先ほど議員さんがおっしゃいましたポンプの出力等の問題であったり、井戸の温度、水温であったり、そういったことも判断の材料として考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） できれば、下げることは避けたいと思いますので、そのような場合になった場合は、（3）番目の新しい井戸を掘るということで、今から再質問させていただきませんか、そちらにシフト転換をと思っております。

新たな源泉を掘る考えについて、最後の（3）について再質問いたします。

これも平成27年9月の、これは同じ質問を私しているんですけども、そのときに福島町長の答弁の中で、もし掘る場合には、単なる温泉施設の利用ばかりではなく、いろいろな事業展開も考えていきたいと、このような答弁を町長のほうからはいただいております。もし、源泉井戸を掘るようなときに、単体のみでなく、町ではどのような事業展開を考えているのかをお伺いしたいと思っております。これは1つ提案を私のほうで出しておきますけれども、町の温泉は、すごくすばらしい、この周りではないすばらしい温泉施設なんです。その温泉を宅配するサービスや、逆に無料の足湯、足湯なんかも今、各地でやっておりますけれども、足湯施設を設置して、目の前の通行する方に寄っていただいて、癒やしていただくような施設も検討する価値はあると思っておりますが、この件についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 具体的な事業展開につきましては、まだ検討してはございません。議員のおっしゃいました温泉宅配サービスや足湯施設も一つの事業展開と考えております。新たな井戸を掘る場合には、各方面と相談しながら、町の活性化に結びつくような事業展開にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） ぜひ、町民または寄っていただく方の憩いの場なので、その温泉に対してとめることなく2本目の井戸をぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

以上で私の今回の3つに対しての一般質問を終わりたいと思うんですが、この井戸に関して、最後に町長のほうで何かご答弁があればと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 井戸に関してといいますより、ご質問が幾つかございまして、昨年値上げした結果の報告もさせていただきました。先日、株主総会がございまして、その折にもその結果を発表させていただき、今後の善後策、これも検討をさせていただきました。その中で、運営に関しては、温泉の利用者、常に使ってくださる利用者の方、あるいは業界に精通した方、そういう方をもって運営の委員会的なものを結成する、こういうご了解をいただきまして、その方法等について、今、担当を通して話し合いを始めるところでございます。それに当たりましては、各地の先進事例等も参考にさせていただきたいと思っております。

それから、2本目の井戸につきましては、私も本当に今の状況では、いつまでもつかかわらない、それは議員もおっしゃるとおりだと思っております。その中で非常に泉質、質のいい温泉で、その温泉と同じ湯脈といいますか、その脈でできれば掘りたい、そんな考えもございまして。それと、掘るに当たりまして、町単、町の単独で掘りますと、非常に多額のお金も必要となってまいります。その中でいろんな方法で財政支援がないかどうか、これも検討をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 鈴木君。

〔7番 鈴木 繁君登壇〕

○7番（鈴木 繁君） 今回はかなり前向きな町長の答弁をいただきましたので、質問は、これ以上はいたしません。

以上をもちまして、今回、私の一般質問を全て終了いたします。

○議長（小川洋一君） 7番、鈴木 繁君の質問が終わりました。

ここで休憩といたします。

再開は13時40分といたします。

休憩 午後 零時 29分

再開 午後 1時 40分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益 子 純 恵 君

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問を許可します。

益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 5番、益子純恵です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

質問に入ります前に、去る4月22日に行われました町議会議員選挙におきまして、多くの町民の皆様にご支持、ご支援をいただきましたことを心より感謝を申し上げます。改めて託していただきました一票一票の重みをしっかりとかみしめ、皆様のご期待に応えることができるよう、しっかりとその責務を果たしたいと考えております。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は大きく4項目について質問いたします。

第1項目として、新生児聴覚検査の公費助成について、第2項目として、高齢者の熱中症対策について、第3項目として、親子・児童の遊び場について、第4項目として、郷土愛を育む学校給食メニューについて。以上4項目について質問させていただきますので、簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

第1項目として、新生児聴覚検査の公費助成についてお伺いいたします。

生まれつき耳の聞こえ、聴覚に障害のある先天性難聴は、生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1人から2人の割合でいると言われております。耳の聞こえの障害、聴覚障害は、早期に発見され、早期から適切な療育を受けることにより、言葉の発達につながります。逆に見過ごすと、言葉のおくれを初めとしてコミュニケーション能力に障害が出たりと、子供の発達にさまざまな影響を及ぼすと言われております。

出生後すぐに先天性難聴の有無を調べる新生児聴覚検査は、赤ちゃんを傷つけずに自動的に判定を行う耳の検査で、赤ちゃんが眠っている間に行います。具体的には、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）、耳音響放射検査（OAE）があります。この検査は、栃木県内全ての分娩取り扱い医療機関と助産院で受けることができますが、任意検査のため保険の適用外となり、自己負担が医療機関によっても異なりますが1回当たり5,000円程度となっております。費用面が壁となって検査を受けないと判断される懸念もあります。

この検査は、2012年から母子手帳、現在那珂川町では親子手帳となっておりますが、そこに結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨しております。厚生労働省は全ての新生児を対象として検査を実施することが重要として通知をしており、市町村に対しては地方交付税で費用負担するよう求めています。県内では、既に茂木町が2017年度までの3年間で95人に助成をしており、今年度から小山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町の9市町で助成が開始されました。また、本年度内にも栃木市でも助成が開始となります。

先日、いち早くこの助成を開始した茂木町に助成に至った経緯などを伺ったところ、子育て支援の一環として開始したそうですが、直接のきっかけは、助成をする数年前に新生児聴覚検査を受け再検査となったお子さんがおり、両耳に難聴が見つかったそうです。この検査を受診したことにより早期に医療の現場につながることができ、両耳に補聴器を装着し、必要な時期に早期に人工内耳を入れる手術ができたそうです。このお子さんに関しては、現在も相談等でフォローされているそうですが、やはり早期発見、早期療育につなげることも環境整備の一つと考え、助成に踏み切ったそうです。助成のなかった時期に1人目のお子さんを出産されたお母さんは、次の出産の際に、この助成を受けてあってよかったと言われましたとおっしゃっておられました。

茂木町は、先日ウェルカムファミリー自治体に関東で初めて認定されるなど、子育てにも力を入れています。当町におきましても、早期に発見し早期療育につなげる切れ目のない子育て支援の一環として、新生児聴覚検査の公費助成が検討される必要があると思います。そこで、細目2点についてお伺いいたします。

第1点目に、新生児聴覚検査の当町における検査受診の状況について、どのように把握されているのかをお伺いいたします。

第2点目に、新生児聴覚検査の公費助成をすべきと考えますが、町としての考えを伺います。

以上2点についてお伺いします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 新生児聴覚検査の公費助成についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、受診状況の把握についてですが、益子議員おっしゃるように、現在新生児聴覚検査は、出生した医療機関において自動ABRといわれる自動聴性脳幹反応検査とOAEといわれる耳音響放射検査のいずれかの方法で新生児の睡眠中に行われており、原則として退院までの間に結果がわかるようになっております。町では、こんにちは赤ちゃん事業として保健師が生後2カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな育児の不安や悩み等の相談に応じておりますが、その際に母子手帳によって受診状況及び結果を確認しております。

次に、2点目、公費助成の考えについてですが、聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるとされており、その早期発見と早期療育を図るためにも、新生児聴覚検査については非常に重要であると認識をいたしております。町では、妊娠、出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進しており、聴覚検査を全ての新生児に受けていただき、子育て家庭の経済的負担を軽減するといった観点から、公費助成について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、再質問をさせていただきます。

第1点目についての再質問ですが、検査の受診状況については今の答弁でわかりました。また、お子さんの生まれた家庭を保健師の方が訪問して、その結果なども一つ一つ把握され、指導に当たられていることもわかりました。やはり保健師さんが直接お宅に訪問して下さって相談をすることのできる機会があるというのは、子供を育てるお母さんにとっては大変心強いことだと思います。

では、検査が必要であるということ、出産前の妊婦さんにはどのような手段で周知されているのかをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 受診の勧奨ということでお答えしたいと思います。

現在、母子手帳の交付につきましては、保健師が面接を行って交付しております。そのと

きに聴覚検査のリーフレットを使用しまして、妊婦さんに対しまして丁寧に受診の説明を行っております。また、母子手帳の交付後も妊婦の前期と後期と2回の面接を行いまして、出産や育児相談などの相談を受けておりますけれども、そのときに再度受診の勧奨を行うこともございます。また、出生後保健師が乳児の全戸訪問を実施した際に未受診だった場合には、再度リーフレットを用意しまして、受診の必要性について説明をするということとしております。

これらの妊婦さんのかかわりにつきましては、かかりつけ保健師というようなことで全て同じ保健師が担当しまして、母子手帳の交付から出産後まで、またそして子育てまで一貫して切れ目のない支援を行うということで行っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ずっと同じ保健師さんに相談ができるということ、大変ありがたいと思います。

では、続いて、第2点目の再質問に入ります。

新生児聴覚検査について前向きに検討していただけるとのご答弁をいただきました。多くの市町で助成が開始されておりますので、先ほど町長よりお話がありましたが、切れ目のない子育て支援の一環として、当町におかれましてもできるだけ早い時期に助成が開始されるべきと考えますが、早急に助成を開始していただけるような考えはありますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 聴覚検査の必要性につきましては、先ほどの町長の答弁のとおり十分認識をしておりますので、保護者の負担が少ない受診券方式、それと医師会との調整、それから母子手帳の交付時期における時期などを考慮しまして、新年度平成31年度4月以降に生まれた新生児から実施できるようにと考えておりますけれども、今後さらに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 早期に開始をしていただけるということで、大変ありがたいと思います。

それでは、第2項目めとして、高齢者の熱中症対策について伺います。

近年、深刻化する地球温暖化やヒートアイランド現象により、夏の平均気温は上昇傾向にあり、熱中症にかかる危険がますます高まっています。世代を問わずに熱中症にかかる

危険性はありますけれども、特に高齢者は、加齢の影響で喉の渇きを感じにくい、夜中にトイレに行くのが心配なので水分をとらない、暑さに対する感覚が鈍くなるなど、同時に熱を逃がす機能も低下してきます。また、もったいないからエアコンを活用しない、家の中なら熱中症にかかる心配はないだろうなど、さまざまな要因で熱中症へのリスクが高くなります。脱水による認知機能の低下、熱中症により介護が必要になる懸念など、熱中症を予防することで介護予防にもつながっていきます。

今回の質問をさせていただくに当たりまして、那珂川消防署の皆様のご協力をいただきまして、熱中症傷病者搬送人数について調査をしていただきました。那珂川町で救急現場から救急隊により医療機関に搬送された傷病者のうち、医師の初期診断で熱中症、またその疑いと診断された人数は、平成28年度10人、うち65歳以上の高齢者が7人、平成29年度7人のうち高齢者が5人、平成30年5月2日現在2人、うち1人高齢者と、高齢者の割合が高いことがわかります。これは、目まい、脱水、吐き気などは含まれておりません。また、救急搬送された方のみですので、実際にはもっと多くの方が熱中症にかかっておられるかと思われます。そこで、細目3点についてお伺いいたします。

1点目に、当町における熱中症患者数、そのうち高齢者の占める割合についてどのように把握しているのかを伺います。

2点目に、高齢者の熱中症予防に対して、現在当町ではどのような対策をとっているのか、またその効果についてを伺います。

3点目に、ことしも猛暑が予想されるため、さらなる対策が必要と考えますが、新たに検討されている対策があるのかどうかを伺います。

以上3点について伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 高齢者の熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、当町の昨年度の熱中症患者数のうち高齢者の占める割合の把握についてですが、現時点では、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、南那須地区消防本部から県へ報告する熱中症による搬送人員数等の状況数値や地区民生委員活動での情報、あるいは介護支援専門員、調査員、包括支援センター職員などからの情報で把握しています。熱中症の疑いのある方を含めてそれぞれ医療機関を受診するため、また受診しない方もおりますので、町で発症者全数を把握するのは困難な状況であり、高齢者の割合についても把握はできない状況です。

参考ですが、先ほど議員もおっしゃってございましたとおり、平成29年度は那珂川消防署による熱中症患者救急搬送者数は、疑いのある方を含めて7人、うち5人が65歳以上の高齢者だったと聞いております。

次に、2点目、高齢者の熱中症予防対策及びその効果についてですが、町では、平成28年度からひとり暮らし高齢者の方を対象に、民生委員の皆様の協力のもと温湿度計を配付させていただきました。予防パンフレットとあわせてご説明し、室内の身近なところに置きお役立っていただいているところです。また、広報なかがわには、毎年熱中症予防の記事を掲載しているほか、高齢者の見守りを目的に実施している緊急通報装置設置事業のお元気コールでの声かけや配食サービスにおいて、お弁当配達時に予防パンフレットを一緒に配布し、熱中症への注意喚起を行っております。

具体的な効果につきましては、1点目で申し上げたとおり、熱中症患者数の把握が困難なため検証できておりませんが、死亡事例や重症事例が発症しないよう今後も予防活動を行っていく考えてございます。

次に、3点目、新たに検討している熱中症対策についてですが、熱中症は、一人一人が正しい知識を持って適切に行動すれば予防することができます。特に暑さや水分不足に対する感覚機能が低下する高齢者の方には、ふだんから気をつけることで防ぐことができます。引き続き現在まで実施している活動とともに、さらには高齢者の集う運動教室やサロン等さまざまな機会を通して予防啓発を行うほか、町内全体でお互いに声をかけ合っていただくようお願いしたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目、2点目につきましては再質問はありませんので、3点目についてお伺いいたします。

先ほどの答弁で、ほかの市町と比較しましてもしっかりとした対策がされていることがわかりました。高齢者が集うサロン、また広報などを利用して普及啓発を行うというお話もいただきました。ケーブルテレビや音声告知放送で熱中症の危険を訴えたり、町内の商店などは、デマンドタクシーを利用して高齢者の方が多くお買い物をされておりますので、そういった商店の皆様にも、お買い物をされる高齢者に対して普及啓発、注意喚起をしていただけるようにご協力いただけるよう検討されてみてはいかがでしょうかと考えます。

また、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方には、OS-1等経口補水液の周知を含めた配付等を行ってみてはいかがでしょうか。

また、既に介護認定を受けていらっしゃる方の中には、ケアマネジャーがついていることがありますので、そういった方にもご協力をいただき、担当している高齢者に注意喚起をしていただくよう連携してみてもはいかがでしょうか。

これらのことに関しまして、お考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） いろいろご提案をいただきありがとうございます。

その内容につきましてもあわせて検討したいと思っておりますが、高齢者と多く接する職員の方々から声をかけていただけるよう、先ほどもお話にありましたように、介護保険事業者ネットワーク、あるいはケアマネ協議会などの会がございまして、そういったところでも周知を図ってまいりたいと考えます。

ただ、OS-1の配付に関しましては、財政的なものもありますので、それは今後検討させていただくということで考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） いろいろ地域で見守るような対策をとっていただければと思います。

脱水、熱中症から介護が必要になる方、また介護度が重くなる方が多くいらっしゃいますので、介護給付費の費用の上昇にもなります。ぜひ介護予防の観点からも、熱中症対策に重きを置いていただけるように要望いたします。

それでは、3項目め、親子・児童の遊び場について伺います。

那珂川町社会福祉協議会の管轄となっている馬頭総合福祉センターに隣接する小公園「子供広場」、また同センター内の遊具スペース「おかあさんといっしょの広場」は、親子・児童の遊び場として、また保護者同士の交流の場として多くの皆様に利用されております。しかしながら、現在、小公園「子供広場」の遊具が使用できない状況になっており、全く活用がされておられません。また、センター内の「おかあさんといっしょの広場」は、センターの開館日のみの利用に限られているため、休日に使用することができない状況です。

町第2次総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て環境の向上が基本方針に掲げられております。子育てに力を入れている安心して子育てができる町ですよと胸を張って言える町にするためにも、早急に環境を整えていただきたいと思います。そ

こで、細目4点についてお伺いいたします。

第1点目、馬頭総合福祉センターに隣接する小公園「子供広場」の遊具が現在利用できない状況にありますが、その原因はどのようなものかについてお伺いいたします。

第2点目、子供広場の遊具の今後の活用について伺います。

第3点目、馬頭総合福祉センター内の「おかあさんといっしょの広場」の現在の利用状況についてお伺いいたします。

第4点目、おかあさんといっしょの広場の休日の利用について、今後検討される予定はあるかどうかをお伺いいたします。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 親子・児童の遊び場についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、馬頭総合福祉センターに隣接する子供広場の遊具が現在利用できない状況の原因についてですが、複合型遊具は馬頭総合福祉センター開設当初より設置していますので、22年経過しております。現在全面を使用中止としていますが、その原因は、平成25年ごろにトンネルスライダーの内部の破損により一部使用中止の措置を行い、ことし3月には渡り橋の破損が発見されたため、国土交通省が定めています遊具の安全に関する基準、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき全面使用中止といたしました。

次に、2点目、子供広場の遊具の今後の活用についてですが、全面使用中止の措置後、専門業者による遊具の状況調査を行っております。その結果は、設置後22年経過しており、また国土交通省が定めている遊具の安全に関する基準の内容に従って修理等を行いますと、破損箇所以外にも修理や部品交換が必要であり、多額の修繕費用がかかる旨の報告でした。そのため、現在の遊具は撤去を行う方向で検討中であり、今後の子供広場の活用については、馬頭総合福祉センターの周辺整備を含め、皆様からのご意見等を伺いながら検討を行ってまいります。

次に、3点目、馬頭総合福祉センター内のおかあさんといっしょの広場の利用状況についてですが、平成29年度は年間721組1,977名の利用で、1日平均しますと約10名の保護者とお子さんが利用しております。

次に、4点目、おかあさんといっしょの広場の休日利用についてですが、現在は町社会福祉協議会の子育て支援事業として実施しているため、休日の職員対応など検討課題がありますので、今後協議してまいりたいと考えます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 1点目について再質問をさせていただきます。

現在休止となっている遊具についてですけれども、やはり休止となっている間にも、万が一お子さんが入ってしまったたりですとかそういった危険性もあるかと思imasuので、そういったところも含めて安全性の確保ですとか、また日常の点検はどのようになっているのかについて伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 現在は使用できないようにロープを張って、そこに危ないのでということで看板を何か所か掲げて入らないようにということで注意喚起はしております。また、スライダーに関しましては板をはめ込んで、そこは滑れないようにした形で入れないようにした処置をとっております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） その遊具に関しては、ふだんは業者などによる点検などは行われているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 管理者として日常点検的なものは行っておりますが、業者は入っておりません。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、細目2点目について再質問をいたします。

先ほどのご答弁で、馬頭総合福祉センターの周辺整備を含めて庁内で検討中とのことでしたけれども、子供は遊びを通していろいろなことを経験して、身体的、精神的、社会的に成長していきます。昔とは環境が異なり、遊びの機会が減ってきております。さらに事件、事故に巻き込まれないかなどの心配もあり、親が子供を外に出さなくなってきています。子育て世代のお母さんから、安全に子供を遊ばせる場所が欲しいという要望もあります。また、久しぶりに子供広場に行ったら、遊具は使えないしとても荒れていてびっくりしたというお声もありました。役場新庁舎、馬頭総合福祉センターに隣接しておりますので、子育て世代だけでなく世代間の交流の場にもなるかと思imasuし、この場所は、ある意味町の顔ともい

うべき場所かと思います。しっかりと町民の皆様のニーズを把握した上で、安心して遊ばせられる環境を整えていくことが大切かと思います。子供の成長は待ったなしですので、できるだけ早期に環境の整備を行っていただきたいと思います。

具体的には、今後どのような計画があるのかをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 議員おっしゃるとおり、子供と遊びの重要性というのはよく理解しているところなんですけれども、確かに冒険性と自立性とかいろいろな面で子供の成長、発達には大切なものであると認識しておりますが、今後その子供広場の活用につきましては、先ほども申しましたとおり新庁舎の周辺整備ということもありますので、その辺は関係各課、あるいは町民の皆様、子育て世代の皆様の意見を伺いながら、検討してまいりたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 周辺の整備も含めまして、親子・児童が安心して遊べる場をつくらせていただきたいと思います。

それでは、第4点目についての再質問をさせていただきます。

おかあさんといっしょの広場の休日の利用についてですが、社会福祉協議会の子育て支援事業の一環として実施しているので今後協議が必要とのことですが、施設を利用しているお母さん方、またそれを見守る地域の方々から休日にも利用させてほしいとの意見が出ております。先ほどの子供広場の質問の際にも申し上げましたけれども、安心して遊ばせられる、また保護者同士が交流を図れる、また天候に左右されることなく利用できる場の利用の時間等の拡大が必要かと思っておりますので、その辺整備をしていただきたいなと思っております。

子育て中の母親は、時に1人で子育てをしているかのような孤独感ですとか大きな不安にさいなまれることがあります。子供を遊ばせるというだけでなく、子供を持つ親が情報交換をしたり、不安や心配事を話すことができたりする場を設けることは、安心して子育てができるまちづくりのためには必要なことではないかと思っております。職員の体制等さまざまな課題もあるかと思っておりますけれども、初めから全ての休日をあけるのは難しいと思っております。まずはニーズの把握も含めて、試験的に休日のオープン日を設けるなど検討していただきたいと思っておりますけれども、町としての考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 先ほどもご説明させていただきましたが、社会福祉協議会では、子育て支援事業実施要領を定めて運営をしております。その見直しを含めまして、また職員対応の検討課題がありますので、町としては社会福祉協議会と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 課題はたくさんあるかと思いますが、安心して子育てをできる環境づくりのために、一日も早い整備をお願いしたいと思います。

それでは、第4項目め、郷土愛を育む学校給食のメニューについてを伺います。

学校教育を受ける児童・生徒にとって、給食の時間はとても楽しみな時間でもあり、また食を通して自分の住んでいる地域を理解することのできる大切な時間でもあります。現在、当町でも地元の食材を利用したメニューが提供されており、子供たちはそれを通して自分の住む地域の特産物を知ることができております。このように、学校給食における地場産物には、郷土愛、つくってくださる方への尊敬の念、自然への畏敬の念、生活の知識、自分のできる地域貢献を知るなど教育効果があるかと思えます。那珂川町には、他に誇れる地域ブランドが多く存在します。こうしたブランド品を学校給食を通してより積極的に子供たちに提供していただき、味わってもらい、そのおいしさを知ってもらいたいと考えます。味覚を通して郷土愛を育むことで、自分の育った地域に誇りを持ってもらいたい、そのように考えます。そこで、細目2点についてお伺いいたします。

1点目、現在学校給食において、地域の文化、食に係る産業、自然環境の恵みに対する児童・生徒の理解を増進するために、具体的にどのような食育がなされているのかを伺います。

2点目に、学校給食における食育の一環として、郷土の食文化、名産を一度に体験、理解できるような食事メニューの提供を検討されてはどうかと考えますが、町としての考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 郷土愛を育む学校給食メニューについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、学校給食においてどのような食育がなされているかについてですが、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何より食が重要であると考えております。伝統的な日本文化である稲作、米食について理解するとともに、和食の食べ

方を身につけることなども食文化の継承をする上で極めて大切なことでもあります。

また、郷土食は、その土地の気候や風土から生まれた農産物を使って、その地区独自の調理法によってつくられ食べ継がれてきたものであります。行事食は、古来から行われてきた行事にちなんだ料理です。郷土食や行事食について関心を深めることは、児童・生徒や地域の人々が忘れかけている伝統的な料理を伝承する役割も果たしていると思います。学校給食に那珂川町産の農産物等を活用することによって、地域の産業、生産、流通、消費などの食料事情等について理解できるようにしているほか、学校で行う食育授業では、紙芝居や地域の食材を使って、より一層子供たちが食育について理解できるよう説明を行っております。

次に、2点目、郷土の食文化や名産を一度に体験、理解できるような食事メニューの提供ですが、町内には、昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理があります。給食の献立メニューの一つにも、しもつかれやけんちん汁、季節の食材を使ったフキのみそ汁などがあります。最近では、町内産のアスパラを使ったアスパラサラダ、ホンモロコを使用したチーズ揚げなども提供しております。また、JAのご厚意により牛肉やイチゴの贈呈を受け、給食に利用させていただいております。今後も郷土の食文化や地産地消に配慮した学校給食を実施してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 1点目について再質問はありませんので、2点目について再質問をいたします。

地元のJA関係者の皆様、子供たちに対するご厚意のおかげで子供たちが学校給食の中でふだんは食べられない和牛やイチゴなど地元の食材をいただく機会をつくっていただき、大変感謝をしております。実際に子供たちは、和牛ですとかイチゴですとかそういった地元の食材が給食という食卓に上ってくることをとても楽しみにしておりますし、特別な地域のものを味わうということで、学校給食の中で自分たちが地域を感じることができるメニューを提供していただいていることに、子供たちもとても感謝をしているかと思っております。

生産者の多くの皆さんが地域の子供たちのことを考えてくださり、学校給食の場に提供していただいていることも大切な食育になっているかと感じます。また、今後も今まで同様地元の食材を使用した献立を考えていただき、郷土の食文化や地産地消に配慮した給食を実施していただきたいと思います。

現在栃木県で行われておりますデスティネーションキャンペーンにあわせて、当町でも、

なかがわメシが町内の飲食店や宿泊施設において提供されております。地元の子供たちが味わうには少々高目の価格帯ですので、実際になかがわメシを食べてみたよというお子さんはほとんどいないかと思えます。しかし、このなかがわメシは、子供たちの郷土愛を育む思い出に残る給食としては最高の食材ではないかと考えます。ただ残念なことに、このなかがわメシに含まれるシシ肉は学校給食では扱うことのできない食材であったり、トラフグは材料調達がとても困難なようなので、全く同じなかがわメシの実現は難しいかと思えます。

町内にはこのほかにもたくさんの名産があります。それらの食材を利用して、それぞれのおかずにはほんの少しでも町内の特産物を使用するようなメニューで給食を提供することは可能でしょうか。食材費等通常の学校給食のメニューよりも高くなることが予想されますので、ふだん保護者の皆様からいただいている給食費の中では、もしかしたら賄えないかもしれません。しかし、ふだんの給食に教育のための付加価値として、未来的那珂川町を担う子供たちのために今いただいている給食費にプラスアルファの町の負担、支援をお願いできればと考えます。コストや食材調達等さまざまな問題はあるかもしれませんが、単に給食の提供というだけではなく、しっかりとした学びの場を設けていただいた上で、食材こそは違いますが、学校給食版のなかがわメシを給食という食卓に乗せていただけるように検討をお願いするところがございますが、改めて町としての考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 現在、おっしゃいました1日当たりの給食費は、小学校で1食当たり250円、中学校で280円で提供してございます。1食全部を先ほど言った温泉トラフグとかそういうなかがわメシといった献立では、メニュー、カロリーを考慮すると無理があると思われまして、給食費のほうを考えますと、献立の中に1品を加えることが現在はやっと調整がつくような状況であります。今、給食費の中でも、単独での実施はできないと考えております。ただ、那珂川町産のアスパラサラダだとか町産のホンモロコゴマ絡めですか、そのような給食は提供できると考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 現在、アスパラですとかホンモロコ、那珂川町のブランドですけれども、そういったものを給食に出していただくことが可能ということがわかりました。限られた給食費の中ですので、カロリー等考慮されますとなかなか実現が難しいところではあるかもしれませんが、高価なトラフグであったりそういったものを必ずしも出していただ

く必要はないかと思いますが、この日は那珂川の名産がこんなにたくさんあるんだよ、使われているんだよというメニューをもし可能でしたら出していただいて、現在、この限られた給食費の中ではありますけれども、もしこのいただいている給食費が使用する材料費を少しオーバーしてしまうようなことがあったときには、町が教育として幾分の負担をしていただくということは可能でしょうか。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 午前中から給食の話が出ておりまして、確かに食というのは、子供にとっては欠かせないものです。そういう議員のご指摘のようなことを今後検討して、給食センター、それから栄養士を交えて考えていきたいと思います。

それともう一つは、学校給食は3食のうちの1食なんですね。ぜひここで私は、見ていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思いますので、ご家庭でもぜひ何ていうんですか、昔はありましたね、いろいろな節目節目にお祝いをするとか、それからこういう食事、節分はこんなものを食べるとか、それがどんどん薄れてきているんですね。給食もですけども、ぜひご家庭でも、食というのはただ単にお腹を満たすものではなくて、家族のビタミン、愛が入っているということをぜひここで話ししておきたいなと思ひまして、今のことについては前向きに検討していきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 子供たちのために前向きに検討していただけるということで、ぜひともよろしく願いいたします。

また、それぞれの家庭でも、地域のことを理解するような伝統行事ですとかそういったところを大事にさせていただいて、那珂川町ということ、食を通してもっと家庭でも、そして地域全体でも子供たちに教えることができたらいいなかなと思います。今後も子供たちに郷土愛が芽生えるような学校給食の提供をよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益 子 明 美 君

○議長（小川洋一君） 9番、益子明美さんの質問を許可します。

益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 9番、益子明美です。

通告書に基づき3項目について一般質問を行います。

本日は私の前の3人の議員の方々がしっかりと質問をされ、実のある答弁をいただいていたので、私も町執行部の建設的な答弁を期待いたしまして質問をいたします。

まず、交通弱者の足の確保と公共交通網の整備について伺います。

軒先から目的地までの交通手段として、高齢者を中心に交通弱者の足として平成22年度から運用されているデマンド交通であります。年間利用者数は平成24年の1万8,018人をピークに年々減少し、平成29年度の利用者数は1万4,389人とどまりました。利用者減少に対する要因と対策をどのように町は考えているのかお伺いいたします。

利用者減少の要因の一つとして、行き先の固定化や選択肢の少なさがあるのではないかと考えられますが、利用者へのサービス向上や利用者増へつなげるために、デマンド交通を現状のルート方式から町内自由運行に切りかえる考えはないか伺います。

資源の有効活用のため、公共交通の赤字路線の方向性を考えるべきときが来ているのではないかと考えます。定住自立圏の広域公共交通網に関して協議はどのように進んでいるのでしょうか。また、デマンド交通で代がえする考えはないのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 交通弱者の足の確保と公共交通網の整備についてのご質問にお答えい

たします。

鉄道のない那珂川町の公共交通は、町が事業主体でありますデマンド交通及び那須烏山市と共同運行しておりますコミュニティバス馬頭烏山線、民間路線であります東野交通の3路線、それにタクシー事業となっております。

デマンド交通は、旧町単位で運行しておりました馬頭地区の町営バス5路線、小川地区のコミュニティバス6路線のバス輸送にかわる交通手段として、平成22年10月から運行しております。利用者の自宅と指定された乗降場所を結ぶ町内全域をエリアとする交通手段として、多くの方に利用されております。

コミュニティバス馬頭烏山線は、那珂川町馬頭地区と烏山駅を結ぶ路線であります。平成23年にJRバス関東が運行しておりました常野線の廃止に伴い町が事業主体となり、やしお観光に運行を委託し、那須烏山市からは運行費に応じた負担金をいただいております。利用者の多くは馬頭高校、烏山高校の生徒であり、通学、通勤に利用されております。

東野交通で運行しております馬頭氏家線、馬頭西那須野線、小川西那須野線におきましては、それぞれ那珂川町と氏家駅、西那須野駅を結ぶ路線となっており、通勤、通学に利用されております。

まず1点目、デマンド交通利用者の減少の要因と対策についてですが、利用者は年々減ってきているのが実情であります。利用者の減少理由は明確ではありませんが、自家用車等交通手段を持たない方の減少と新たな利用登録者が少ないことに起因するものと考えております。

対策の一つとして、昨年4月に利用者の利便性の向上を図ることを目的に、乗降場所を17カ所追加しました。また、本年4月より、高齢者の運転免許自主返納された方に対しまして、デマンドタクシー利用券20枚の支援を行っております。返納された方には、新たにデマンド交通の利用登録される方もおられます。今後は、ケーブルテレビ、広報紙等によるPRを行い、利用者がふえるよう努力してまいります。

次に、2点目、デマンド交通をルート方式から町内自由運行に変えることについてですが、現在は自宅から指定乗降場所まで1日6便、1便当たり最大6台、1便の運行時間は1時間30分として運行しております。主な指定乗降場所は、役場等の公共施設、病院、歯科医院、比較的大きな商業施設等となっております。利用者の多くは高齢の方であり、病院、または買い物に利用される比率が高くなっております。

ご質問の自由運行方式とした場合には、運行車両の不足、運行時間の長時間化に伴い、便

数の減少等などが懸念される所であり、運行事業者とも協議しましたところ、実施は困難とのことではありますが、今後も利用者のアンケート調査等を行い、便数や指定乗降場所を見直すなどして、利用者の利便性向上に努めてまいります。

次に3点目、定住自立圏の公共交通網に関する協議についてですが、那須地域定住自立圏においては、那須地域定住自立圏共生ビジョンで重点的に取り組むこととしている公共交通を基本計画とし、ことし1月に那須地域定住自立圏地域公共交通網形成計画が策定されました。この計画は、圏域の広域公共交通の課題を整理し、定住、交流の促進に向けて公共交通ネットワークの構築を基本理念としております。平成30年度には、圏域の公共交通網、タクシーの情報、乗車方法など、公共交通に関する情報を網羅した那須地域公共交通マップを作成する予定となっております。この圏域において、那珂川町に関する民間路線は2路線がありますが、いずれも距離の長い路線であり町外への運行となりますので、ご質問のありましたデマンド交通での代替運行は困難であると考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） では、再質問をさせていただきます。

まず、デマンド交通の年々利用者減についてですが、新たな利用登録者がいないということがひとつ問題点として浮かび上がっておりますが、まずはPR不足が考えられるのではないのでしょうか。PR不足を補う部分で、地域交通便りのようなものを発行して、運行情報や乗ることの重要性をお知らせすることをまず取り組んでみたらいかかなというふうに思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 平成22年から実証運行ということで実施してまいりましてかなりの期間がたっているわけなんです、確かに町民の中に浸透していない、あるいはちょっと内容について承知していないという方もおられるかもしれません。今後改めてPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 具体的なPRはどのようにするのかという答弁はなかったと思うんですけれども、どのようなことが考えられますか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほども答弁しましたが、まずはケーブルテレビ等での周知、あるいは広報紙等に改めて運行概要等を載せてPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） ぜひPR不足を補っていただいて、まずは知らせていただくということが大事かと思えます。その中で登録者数をふやしていく方策というものが出てくるかというふうに思います。

それと、児童・生徒、また若い人たちの利用促進が必要になってくるかと思うんですが、現在、高齢者が大部分をその利用者に占めていると思うんですけれども、児童・生徒、若い人たち、もちろん小学生から乗ることが可能でありますし、そういった方たちの利用が現在のどのくらいあるのかというのは把握していらっしゃるのかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 若い方、今おっしゃられたような小学生、中学生という部分での利用というのは、ほぼ皆無ではないかというふうに認識しています。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 児童・生徒がどのようにデマンド交通を使えるかというところも、少し検討していただくというのが必要なのかなというふうに思います。塾とかそれからスポ少とかいろんな形で使えることができるかなというふうに思うんですが、それにはやはり時間帯の問題がありまして、時間の制約が、夜の最終便がそんなに遅くないので、夜6時ぐらいまで運行していないと、なかなかそういう利用ができないかなというふうに思います。そういった児童・生徒、若い方たちの利用促進につながるようなルート時間の変更ということもあわせて検討していくべきだというふうに思いますが、この点についてはどうお考えになりますか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） まず、基本的なデマンド交通の目的というのは、交通の足がない方のための交通というふうに認識しています。今おっしゃられました小学生等につきましては、恐らく保護者等が送り迎えをしているというのが現実ではないかと思えます。ただ、そういった体験的な乗車ができるようなことも考えて、将来、あるいは子供から保護者からお年寄りというふうな口コミでのPRというんですかね、そういうものもこれから検討してま

いりたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 多分今まで若年層というんですか、児童・生徒、若い方たちの利用を促進しようという考え方が余りなかったと思うんですよね。そういった方たちも利用できるような形をぜひ考えていく、または周知していくということをやっていたいただければと思います。

○議長（小川洋一君） 益子さん、質問中ですが音声の件で休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時53分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 現在、登録者数が3,500人で1日50人前後の利用者数というふうに聞いております。平成29年3月に策定されました健康なかがわ21計画では、平成32年度までのデマンド交通利用目標値を1日110人と定めております。高齢者に対するこのときのアンケートでは、主に高齢者が利用している率が高いということで申し上げるのですが、生きがいや楽しみに対する回答のところに、1番が旅行、日帰り温泉、2番が仕事、3番がショッピングというふうになっていました。こういった高齢者の生きがいや楽しみをさらに活用しやすくしていただくためには、那珂川町には温泉も数カ所あります。そしてショッピングも大型商業施設には現在行っておりますが、商店街の各店舗などにはなかなか行きにくい状況もあります。そういった行き先をふやす、今年度から十数カ所ふやしていただきましたけれども、さらに行き先をふやすという考えはないのかどうか、早急にここをご検討していただくべきかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 昨年度ですか、17カ所指定乗降場所をふやしまして、現在42カ所になっております。この乗降場所につきましては随時見直し等を行って、利用がないところについては削除、あるいは利用が考えられるところについては追加してという見直しを随

時行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 見直しを行っていただけるということなので、ぜひその中に商店街の店舗や、それから現在まほろば温泉のほうには公共施設と併用ということで行っておりますが、もう一つのゆりがねのほうにもぜひ利用したいという声がありますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

今回4月1日から大田原の黒羽地区では、主要観光地や寺院、寺社、商業施設、飲食店、ホテルなどをふやしまして、乗降先を208カ所にしました。その結果、4月では492人乗客がふえてトータルでの利用者数は3,378人、5月では862人ふえて4,110人というふうになったそうです。その数がとてもたくさんあってうらやましい限りだなというふうに思いますが、DCキャンペーンに備えて、その観光客の足の確保、または町内の観光、黒羽地区の観光ルートをめぐるような形を早急に構築したということでもあります。こういった事例もありますので、現在42カ所の行き先ではとても少ないというふうに感じます。その辺この42カ所の随時の見直しはされるということでもありますので、毎年こういった形で見直しされるのか、今のお考えがあればお伺いしておきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 数を確かにふやせばふやすほど利便性は向上するというふうには認識しておりますが、ただ1日に6便、1便当たり6台の車を町内全域にルートをつくって走らせております。その数をふやせばふやすほど、1台当たりの乗車率が下がるというふうに認識しております。そうしますと経費はかさむということも考えられますので、見直しの指定乗降場所につきましてはそのときの需要ということで考えておりますが、先ほど言われましたように温泉施設、ゆりがねの湯というような要望があるかとは思いますが、ほかにも民間施設、民間の温泉等ございます。なかなかその辺と別に町営だけというふうな考え方もできませんし、いろいろ総体的に検討いたしまして、加えて、あるいは削除して、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 経費の点が出されましたけれども、実際目標値で1日110人と定めておりますので、その分の経費というのは当然見込んでいるのかなというふうに思います。目

標が現在の50人から倍の110人に達するためには、なぜ現在利用されていないのか、年々利用者数が減少しているのかということを中心に把握して、効果的、効率的な運用を考えていただくべきというふうに思います。この点は見直しをしていただけるということのご答弁もいただいておりますので、ぜひ早急にこの32年度までの目標値に沿うようなデマンド交通の運行に努めていただきたいと思います。

それから、自由運行にしたほうがいいということの理由にこの乗降者数をふやすということもありますが、昨年8月に、国土交通省が自家用有償旅客運送について、市町村が柔軟に運行できるようにルールを改める方針を固めたと下野新聞に載っておりました。このことに関して運行ルートに柔軟に対応できるように、市町村に応援できるような体制を国も定めたのかなというふうな理解をしましたが、具体的にこのことで、自由運行に変更したほうが交付税措置やら財政的な面での援助とかそういうことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） まず、見直しを行ったということではありますが、今現在町で登録している事業につきましては、一般乗合旅客自動車運送事業という事業者、観光タクシーさんのほうで申請者となって許可を受けているというものであります。確かに規制の緩和によりまして自由乗降という方法も申請変更によってはできるかと思うんですが、今現在町の中での運行体制を見ますと、自由乗降とした場合には、かなりルートの的にも難しい、1ルートの設定が難しいというような状況が出てくると予想されます。そんな中でそうなれば、6便でやっていたものが6便が確保できないというような状況も出てきますので、今の事業者の運営形態に沿った許可をいただいて町内全域を運行しているというのが現実であります。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） なかなか考え方がかたいので広がらないのかなというふうに思いますが、町民は足の確保というところでたくさん悩みを抱えています。免許証も自主返納制度ができて、よりデマンド交通を利用しなくてはならない立場にいる方がふえるわけです。そういったときに、住民の方々の福祉向上のためには、このデマンド交通を、ある程度財政的経費をかけてもより効果的に運用できるようにしていかなければいけないというふうに考えますので、その辺を費用対効果を含めていま一度検証していくべき時期に来ているのかなというふうに考えます。ぜひそこを前向きに検討していただければと思います。

公共交通網のほうなんです、赤字交通路線として馬頭氏家線があります。平成29年度から国の補助金がなくなって、町の補助金が118万円から668万円に約550万円増加しております。東野交通4路線で平成29年度の町の負担は約1,329万円に上りまして、平成28年度に比べると732万円増加している、1年間で倍増している状況です。

このことに関しまして、今後もっとこの利用客が少なくなると、町の財政負担はふえていきます。ただ、どうしても学校の高校生への足の確保だったり通勤の足の確保として、こういった路線を維持しなくてはならないという考え方も当然あると思います。その財政的な部分と利用者の利用しやすさ、利便性の部分と比較して、私はデマンド交通もひとつそういった公共交通、赤字路線にかわるものとして考えていくべきではないのかなということでも質問させていただいております。今のところ町としてはそういう考え方がないというのは存じておりますが、今後この赤字路線、町の負担が増加していくときに、どのような将来的な考え方で町はこの公共交通網を考えていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 氏家馬頭線、あるいは西那須野線と東野交通で運行いただいておりますが、これを例えばデマンドでということになりますと、今その路線についてはほとんどが高校生の利用であるということを考えると、路線バスでの運行が適切ではないかと。それから民間の方には極力努力をしていただきまして、町がそれに補助するという形態は、今後もその考え方は続けていきたいと。どうしても路線維持できないという状況になればまた別の考え方もございましょうが、今現時点では、民間の事業者の方に頑張ってもらいたいというような考えでいます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 那珂川町だけではなくて隣接市町との連携というの、馬頭氏家線なんかに関しましても、那珂川町は存続してほしいと思ってもさくら市がいやもうそれは無理でしょうとなれば無理になってしまいますので、その辺も隣接市町と協議をしていく必要があると思います。那珂川町だけの考えでは決定していかれないので、その赤字路線が撤退してしまうということになったときの対応策というのは今から考えておくべきであるというふうに思いますので、前向きにご検討いただきたいと思います。

それと、関東自動車と東野交通がことし10月に合併するとあります。この合併が那珂川町にとって影響があるかどうかというのは、どういうふうに捉えているかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先日の新聞の記事の内容からしか確認はできておりませんが、現在の路線は維持するというで書かれておりました。そのように認識しております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 公共交通の再編整備等、またデマンド交通の拡充というんですかね、利用者にとってサービスの向上につながることを日々考えていただけるように要望しまして、1項目めの質問は終わらせていただきます。

それから、2番目の認知症対策と認知症カフェについてお伺いいたします。

公益財団法人健康・体力づくり事業財団の資料によりますと、平成37年には全国で認知症の高齢者は700万人を超え、高齢者の5人に1人は認知症患者になるという推計がされております。那珂川町でも、第2次那珂川町総合振興計画なかがわ「元気」ビジョンで、認知症高齢者やその家族を支援する相談窓口の設置、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、地域全体で支えるネットワークの充実を図ると施策にうたわれており、認知症サポーターの養成講座受講者数も平成32年には1,000名を目指す指標が出されております。認知症に対する正しい理解と知識を学んだ認知症サポーター養成講座の修了生のその後の活動方策について、町はどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

2番目として、認知症の方や介護をする家族の方々は、悩みを安心して話せる場がなく、地域で孤立してしまう可能性があることから、そういった方々が交流を持ち、話し合いができ、そしてほっとできるスペースとしての認知症カフェ、地域においてはオレンジカフェとも呼ばれているようですが、その認知症カフェを設置する方向で現在町は動いていると聞いています。そこで、町はどのような場所をカフェとして設置していく考えがあるのか伺います。

3項目め、軽度認知障害、通称MCIは、認知症ではないが軽度な認知機能の低下を有する状態と言われ、このMCIの時期こそ認知機能の低下を予防し、認知症の発症を抑えたりおくらせたりすることで要介護になるのを防ぎ、自立した高齢期を送ることが可能となります。町では、積極的にMCI状態を把握する方法を住民に知らせていくべきではないかと考えます。判断に役立つチェックシートを広報紙やホームページにアップするなどの考えはないかお伺いします。

また、軽度認知障害を自己判断できるとともに、認知症境目外来受診などを積極的に促す

ことも必要になってくると思います。受診には烏山台病院に行くことをお勧めしても、コミュニティバスでは、バス停からかなりの急坂を数百メートルも上って行かなくてはなりません。それができないと訴えられている声もあると聞いていますので、足の確保対策としてデマンド交通、または福祉タクシー券の利用を考えられないかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 認知症対策と認知症カフェについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、認知症サポーター養成講座の修了生の活動についてですが、現在、那珂川町では平成29年度までで約937名の方が養成講座を修了しております。認知症サポーターは認知症について正しい知識を持ち、その本人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつかっていくボランティアとして、活動をしていただいていると認識しております。具体的には、地域の見守り、声かけ、介護施設等への行事参加などです。おのおのできることから行っていただければと考えております。

次に、2点目、認知症カフェの設置についてですが、町では認知症の人やその家族だけでなく、地域の方がどなたでも自由に参加できるような交流スペースを想定しております。

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人は公益性、非営利性を踏まえ、地域における公益的な取組の実施に関する責務規定が創設されました。それに伴い、県内でも各福祉事業者の新たな取り組みが始まっております。

その状況を見ますと、認知症カフェだけでもデイサービスセンター、特別養護老人ホーム、グループホーム、NPOなどが事業を立ち上げ、実施しているようです。そのようなことから、町は各福祉事業者との協議を行い、実施可能かどうか検討し、地域住民への参加協力の案内、ボランティアの育成やその活動の場の紹介など、地域住民、福祉事業者等と協働して推進していきたいと考えます。

次に、3点目、認知症と判断することに役立つチェックシートの掲載についてですが、チェックシートは、受診の必要性の目安として活用していただくものです。そのため認知症の疑いがある場合は、栃木県と県医師会が作成したオレンジドクターのリーフレットに記載されているチェック項目を目安として活用していただければと考えておりますので、今後は広報やホームページ等での掲載を実施し、機会あるごとに普及してまいります。

次に、4点目、認知症外来への受診勧奨と烏山台病院への足の確保対策についてですが、現在町では、認知症の疑いがある方へ物忘れ相談を月1回予約制で訪問、来所等により実施

しています。また、専門的な医師への相談がご希望の方は精神科医の相談も同様に実施しておりますので、病院受診前に積極的にご利用いただければと思います。

足の確保対策については、町社会福祉協議会の事業としてタクシー券を交付する福祉タクシー事業を行っておりますが、利用できる対象者が限定されており、介護度がつかない高齢者の認知症の疑いがある方は福祉タクシーのご利用はできない状況です。高齢者の自家用車以外の移動手段の確保は喫緊の課題となっており、引き続き町と関係機関が協力し、移動関連サービスの充実に向けて検討を進めていきます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

認知症サポーター養成講座を、那珂川町議会も平成27年11月25日に受講しているんです。それで認知症という病気についてと認知症の方への接し方について、ビデオと講話で学びました。

認知症になっても笑顔で安心して暮らせるまちづくりのためには地域の理解と協力は欠かせませんということで、課長のおっしゃるとおりなんです、積極的にサポーターの方がボランティアで認知症カフェなどで活躍していただければいいというふうに思っています。

那須烏山市では4カ所で現在事業を行っていますが、その一つに35番館というのがございます。35番館にいる方はサポーターとして養成講座を修了された方で、当初月1回の予定で市から委託を受けてそういった機会を設けていたらしいのですが、現在週3日火水木にカフェを開いているんですが、この日にもうひっきりなしにといういろいろな相談が寄せられて、カフェというこう何でしょうね、くつろげる場所、安心できる場所、そこにサポーターさんとしていらっしゃる方がお話を聞いてくださるということで、とても安心していろいろなことを話せるという状況があるように伺ってきました。

町もこのカフェの主体をどこにするかということでいろいろ考えていらっしゃるようなのですが、カフェの形態をとっている福祉関連のNPOもありますし、そうではないところもあると思うんです。このカフェの有効性というのは、福祉事業所の中の一角よりももっと気楽に、もっと和やかに話ができるよいいのではないかというふうに思いますので、そういった場所を何カ所かピックアップしていただいて検討していただくことができるかどうかお伺いしたいと思います。

例えば、ことしの会合、家族介護者交流会「ほっとスペース」の中で7回事業があります

けれども、7回目のときには、介護の体験談をみんなで話し合おうというような事業内容になっております。そのところをそういったカフェを利用して1回実践してみるとか、そういうこともできるのではないかなというふうに思いますが、いかがお考えになるか伺います。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 議員おっしゃった介護者交流会「ほっとスペース」なんです。30年度は新たな試みということで、認知症の方本人も参加できるような計画ということで、7回計画しておりますが、その3回を居場所交流スペースという形で今年度予定しております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 居場所交流スペースということですので、ぜひ実践的なカフェを利用した取り組みも、また認知症サポーターの方々にそういったお手伝いを要請していただくということも考えていただければなというふうに思います。

チェックシートの件に関しましては、具体的に取り組みを考えていただいているようなので、そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

現在町では、介護保険第7期計画で認知症初期集中支援チームを設置して、初期支援を包括的集中的に行って自立生活をサポートするというふうになっておりますが、現状はどのような感じになっているかお伺ひします。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 7期計画の中に認知症総合支援事業というのを掲げさせていただきました。認知症の初期集中支援事業と認知症地域支援ケア向上事業ということで、その中に認知症地域支援推進員の配置を掲げております。本年度4月より推進員の配置を行ひまして、住民に対して認知症の正しい理解、普及啓発の認知症サポーターの養成講座を担ひていただくというのと、もう一点、地域の相談、早期発見、本人・家族への支援ということで地区サロンへ出向きまして、相談に乗っていただひております。その中で早期発見、あるいは困難事例の方を把握した場合には、認知症の初期集中支援チームのオレンジドクターと保健師と精神保健福祉士とのチームがありますので、そちらに連携を図り対応をしていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 初期集中的に支援をすることが認知症の進みぐあいを予防するということにつながってくるということなので、認知症地域支援推進員の配置がより効果的に運営されるように望みます。

そして、4番目の烏山台病院などに行くための交通手段のことでご質問をさせていただきましたが、烏山台病院だけでなく、認知症カフェとか現在ある地域の相談員に訪ねていくときにやはり足がないわけなんですよ。そういったところへも行く手段としては、デマンド交通の必要性というのはすごく重要になってきます。今度認知症カフェをどこどこでしますとなったときに、そこに行きたくても行けない人が出てくる可能性があるのも、そういったことでも先ほどのデマンド交通の質問と絡めてこういったことが必要になってくるということをご理解いただきたいと思いますので、ここは要望にとどめておきたいと思います。よろしくご検討のほどお願いいたします。

それから、3項目めの質問に移ります。

一般県道矢又大内線の矢又大内の道路整備についてお伺いいたします。

一般県道矢又大内線の矢又大内の県道は、10年前の平成20年8月に烏山土木事務所へ当時の矢又行政区長名で道路拡幅についての陳情がなされました。その後、舗装部分のわずかな拡幅とすれ違いのための退避場所が数カ所設けられました。陳情には用地買収に応じる地権者の同意書もつけられており、往來のための安全性が確保できることを望まれていましたが、地域住民の要望どおりには拡幅がされないまま現在に至っています。

近年鷺子山上神社への参拝客も大幅に増加しており、土日には、地域住民の方々が車で出入りすることも、地域住民宅へ訪れることも困難を来しています。また、数年前に起きた住宅火災のときの消防活動の困難さや危険性などを顧みれば、一たび災害や火災が起きたときに、住民の安全性を確保することも、消防車両や救助者が迅速に駆けつけることも不可能に近い状態と言わざるを得ません。地域住民の安心で安全な生活を確保するために、また鷺子山上神社へ訪れる県内外の多くの参拝者や観光客の方々の利便性と安全性確保のためにも、道路拡幅、または新たな町道を沢筋に建設するなど早急に整備すべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 一般県道矢又大内線の矢又大内の道路整備についてのご質問にお答えいたします。

一般県道矢又大内線の道路管理者は栃木県であります。平成20年8月に関係地権者33名の署名とともに矢又大内約4キロメートルの拡幅陳情書が管轄土木事務所に提出されました。また、平成25年11月に矢大行政区長と4地区の班長の連名で道路整備要望書が管轄土木事務所に提出されております。それを受け、国道293号線の分岐から鷲子山上神社までの区間で、平成27年度から28年度までに既存を含め数カ所の待避所が設置されたと聞いております。現在は観光客の車が増加したことにより、この状況では対応できなくなっているのも事実であります。現在の県道改修を前提に地元行政区などと協力し、地域住民の日常の安全の確保、観光客の利便性の向上のため、機会があるごとに県に対し要望してまいります。

なお、県道拡幅が困難であれば沢側に新たな町道を建設してはとのことですが、現在のところ町では町道新設の計画はございません。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 機会あるごとに要望していくという課長の答弁をいただきましたけれども、昨日烏山土木事務所の整備部の部長さんとお会いしてお話をさせていただきました。まずは現状を見てくださいと、土日の現状がどのようになっているのか調査して下さいというふうをお願いしたところ、ぜひ見に行ってみましょうというお答えをいただいております。いかに土日の交通量が多くなって地域住民に不便を来しているか、また安全性の確保を心配しているのかというのは、ごらんいただければわかっていたのかなというふうに思います。一度見てくださるとおっしゃっていただきましたので、6月22日には町の担当課との打ち合わせがございますよね、そのときにお話が出るかと思っております。町側も現状をきちんと把握されて、そのときに部長との懇談の中でお話ができるのかどうか改めて伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 議員がおっしゃるとおり、6月22日に打ち合わせはございます。

その中で、烏山土木事務所の整備部長が議員とお会いしたという話は私のほうではお聞きしておりませんが、町は町の立場で地域に寄り添いながら、また22日の打ち合わせのときにはまた県の担当部署ともお話をし、少しでも前に進めるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 整備部長さんのお話ですと、新たな陳情などが出ればきちんと対応して受け取る用意もあるというふうに伺っています。地域住民の要望というのは大変大きなことでありますので、その辺はきちんと町のほうもしっかりと要望をしていただきたいと思います。

その中で、一番には県の財源の問題というのが出てくるかというふうに思います。ほかの県道の整備も逐次行われていて、その中で優先してここをやってくださいというのはなかなか難しいということがあるかと思いますが、部長さんのお話の中でも、地域振興計画の中で5カ年計画が既になされていて、この部分というのは計画の中に入っていないけれども、その計画の変更を含めて、この県道の整備をそこに入れるということをお話し合いの中ではできるんですかねというような形で聞いてきました。それも地域振興計画の中で全く不可能なわけではないというような感じで私は受け取ったんですが、これは企画財政課のほうの問題なのかもしれないんですが、地域振興計画の中で5カ年計画の中に盛り込まれていないこの県道整備をそちらの中に組み込むということを県に要望していくことは可能なかどうか、またはそういう考えができるのかどうかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ただいまの地域振興計画のご質問にお答えしたいと思います。

今申されたのは馬頭処分場関連地域振興支援計画ということだと思いますので、それについてお答えしたいと思います。この計画につきましては平成27年度から実施しておりまして、ただいま事業を実施しているところでありまして。検討の協議の中におきまして、見直しにつきましては平成33年度以降という協議がされておりますので、現在までの計画についての見直しの考えはございません。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 私も最初そのように思っていたんですね。なかなか5カ年計画の中の計画変更は難しいのかなというふうに思ったんですが、何か部長さんとお会いしてその話をしている中で、全く不可能ではないのではないかなというような感覚が、そういうお答えがあったわけではないんですよ、こういった処分場ができて那珂川町がまた大変な思いをします。そういう中で地域振興計画で交付金が来ると。その計画の中には「環境と共生するまちづくり」というふうな名目がうたわれていますが、全然関係ないような事業も含まれて

いと。そういうことよりは、地域の安全、地域住民の安全・安心な暮らしを守るということは大優先でありますから、こういった考え方をもとに組み込んでいただくということもあり得ないんですかねというお話はさせていただきました。ですから、できないということではなくて、事あるごとに県との交渉の中でそのことを言っていただくということも必要かと思えます。

特に、ちょっと関連で申しわけないんですけども、この地域振興計画の中には環境学習施設整備事業というのがありますよね。これは全く町民にとっては何のメリットもない事業というふうに私は思うんです。そういったものを特例事業としてですけども交付支援していただくよりは、町民のためになるようなものを優先してここに組み込んでいただくように変更していただくということを、追加してお話しされてもいいのではないかというふうに思っていますので、ぜひそういうようなお話も含めて今度お会いになるときに話をさせていただけるかどうか、課長のほうでどういうふうにお考えになるかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 県道のお話ですので最終的に決定するのは県という形になりますが、今までもそうですが、要望、陳情、県に対する陳情にしましても、町は地元寄り添った形でこれからも要望等を行っていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 地元寄り添った形ということなので、地元の方たちがどれぐらい要望するか、どれぐらいの思いがそこにあるかということが大優先ということになってくるのかなというふうに思います。この一般県道矢又大内線の拡幅の要望に関しては、前回このことをまとめて陳情してくださった行政区長さんから再度お願いされているものです。ですので、前に進めていただければというふうに思います。

また、県議会なんですかね、道路整備委員会の視察が7月31日にあるそうですが、その日程の内容にここの県道を追加してもらえるかどうかということもあわせて私個人としてはお願いをしてきたつもりなんですけれども、町としては積極的にその部分のお願いをする用意があるかどうか、お話としてされるべきかなというふうに思いますが、いかがお考えになるか伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 7月31日の県土整備委員会の現地調査につきましては、要望箇所

が限られております。今回一般県道矢又大内線につきましては、その要望箇所には取り上げる予定はございません。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔9番 益子明美君登壇〕

○9番（益子明美君） 追加ということはなかなか難しいというふうには思いますが、お話の中でもこういったことがあるんですよということぐらいはできると思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

まず、課長さんも、整備部の部長さんが現地を見に行くとおっしゃっておられましたので、一緒にとというのはなかなか日程的に難しいかなというふうには思っていますので、土日の現状を見ていただいて、その交通量の多さ、また地域住民の不便さというんですかね、そういうものをきちんと把握して、再度地元住民の方々がまとまって陳情される際には優先してご協力していただけるよう重ねて要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（小川洋一君） 9番、益子明美さんの質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

散会 午後 3時39分